

令和元年度 第6回府中市男女共同参画推進協議会 次第

日 時：令和元年9月9日（月）
午後2時～

場 所：男女共同参画センター 会議室

- 1 審議事項
第6次府中市男女共同参画計画について

- 2 その他

第3期府中市男女共同参画推進協議会の開催予定
＜令和元年度＞

回数	日程	会議の内容
第1回	4月26日（金）	- 平成31年度府中市男女共同参画市民企画講座事業について - 第6次男女共同参画計画について
第2回	5月31日（金）	第5次府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価について
第3回	6月28日（金）	計画策定に関する事項について（目標Ⅰの検討）
第4回	7月25日（木） 午前10時～	計画策定に関する事項について（目標Ⅱ・Ⅲの検討）
第5回	8月19日（月） 午前10時～	計画策定に関する事項について（目標Ⅳの検討等）
第6回	9月9日（月） 午後2時～	計画策定に関する事項について（全体確認）
第7回	10月3日（木） 午前10時～	- 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント案の確認） - 第三者評価ヒアリング、検討
第8回	1月9日（木） 午前10時～	- 第三者評価確認 - 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント結果報告） - センターの事業計画及び運営のあり方について・
第9回	1月30日（木） 午前10時～	- 第6次府中市男女共同参画計画策定報告 - 府中市男女共同参画の推進に関する答申書の確認 - 市民企画講座の説明・採点

第6次府中市男女共同参画計画目標Ⅰ～Ⅳの課題・施策（修正案）

目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

表記説明
 赤字：現行計画からの文言変更・新規追加
 青字：注記（変更箇所等）
 下線：6/28.7/25.8/19協議会后追加修正
 黄マーカー：再検討分 8/19 協議会后追加修正

課題1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり

（名称変更）

女性活躍推進計画

【現状と課題】

- ・女性の社会参加は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場をはじめ、各分野における現在の日本の女性の参画状況は、国際的に見ても低い水準にあります。
- ・「府中市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）によると、家庭生活・職場・学校教育・地域社会など様々な分野の男女の地位の平等感は、全体的に低くなっています。国や都の調査と比較しても、全体的に市の平等感と開きがあります。

図表① 男女の地位評価

【東京都と国との比較－「男女の地位・立場は平等になっている」の全体の％－】

	府中市	東京都	国
(1) 家庭生活の場で	32.4	40.4	47.4
(2) 職場で	23.2	22.9	29.7
(3) 学校教育の場で	46.9	76.3	66.4
(4) 地域社会（町会・自治会など）で	29.3	46.2	47.2
(5) 政治の場で	6.9	16.8	18.9
(6) 法律や制度の上で	22.7	40.0	40.8
(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで	8.5	21.0	21.8

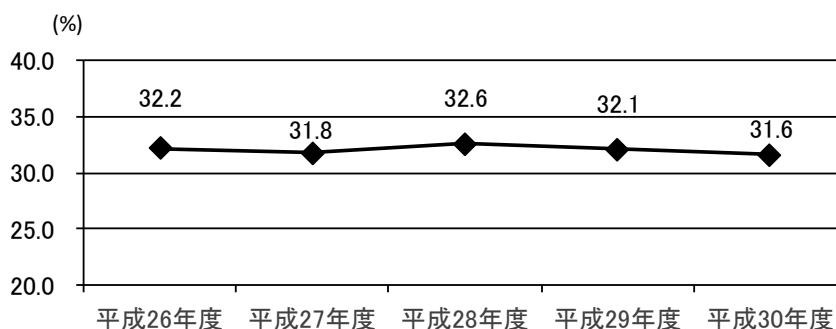
市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

東京都：男女共同参画社会に関する世論調査（平成27年）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

- ・市が設置する審議会等における女性の委員の割合は、平成26年度以降、32.0%前後を横ばいで推移しています。平成30年度は31.6%となっており、第5次計画の目標値の35.0%に達していません。今後、政策・方針決定過程への女性の参画をさらに促すとともに、人材を育成し、管理職や審議会等への積極的な登用を促進する必要があります。

図表② 市が設置する審議会等における女性の委員の割合の推移（各年度末現在）



地域コミュニティ課作成

- ・市の女性議員の割合をみると、2割強を占めています。国・都と比較すると、東京都は3割弱と高く、国（衆議院）は約1割と低いですが、国（参議院）は約2割となっています。

図表③ 市における女性議員の割合【東京都と国との比較】

	府中市(令和元年 7月1日現在)	東京都(平成30年 12月31日現在)	国(平成29年12月1日現在)	
			衆議院	参議院
議会に占める 女性の割合	23.3%	28.6%	10.1%	20.7%

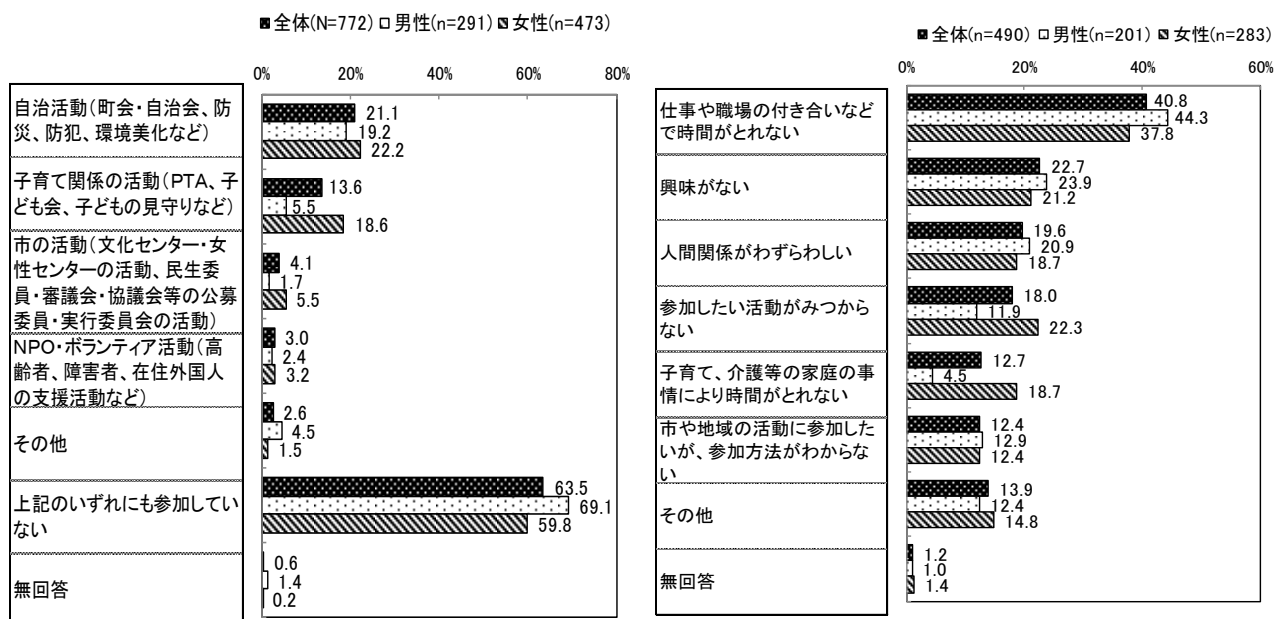
国:「女性の政治参画マップ2018」(平成30年2月)

都:「全国女性の参画マップ」(令和元年6月)

市:地域コミュニティ課作成

- ・「意識調査」では、女性の約4割、男性の約3割が「自治活動」「子育て関係の活動」「市の活動」など市や地域活動に参加している一方、全体の約6割が「いずれにも参加していない」と回答しています。地域活動に参加しない理由としては、全体では「仕事や職場の付き合いなどで時間がとれない」が最も多く、女性では「子育て、介護等の家庭の事情により時間がとれない」が2割程度回答されています。

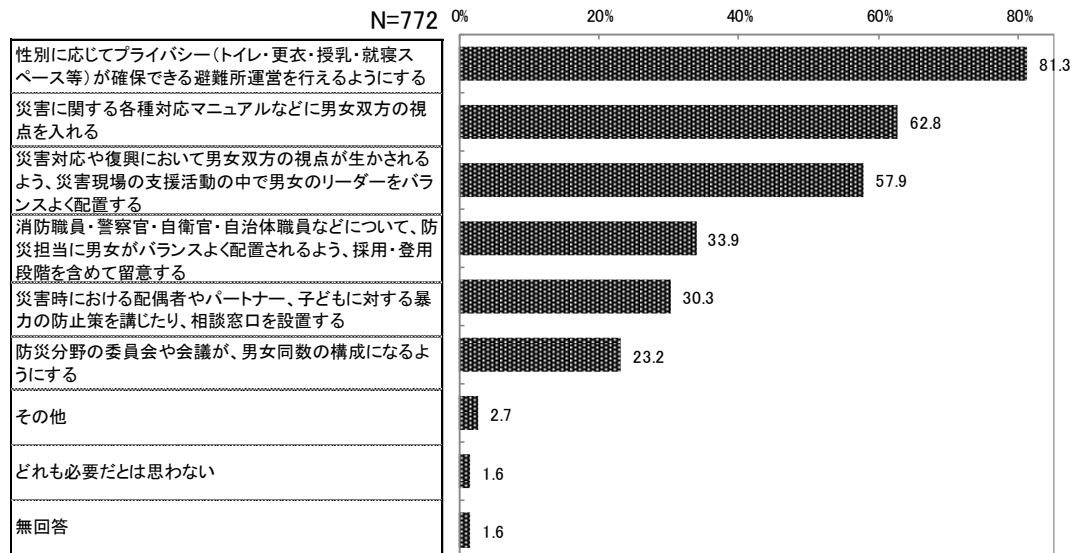
図表④ 市や地域での活動への参加状況（左）と不参加理由（右）（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

- ・「意識調査」では、防災対策において「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」「災害に関する各種対応マニュアルなどに男女双方の視点を入れる」などが災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこととして挙げられています。

図表⑤ 災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

【施策の方向】

行政や地域活動等の様々な分野で、男女双方の視点を取り入れながら、女性が積極的に参画できる環境づくりを促進していきます。

市の審議会等の委員に占める女性の割合を高め、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう環境づくりを促進していきます。

性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、ボランティア活動・市民活動の支援の充実を図ります。

また、防災活動における女性の地域安全リーダーを育成し、女性の参画を進め、災害時における避難所運営などに男女双方の視点を生かします。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野において男女それぞれの意見が反映されるよう、政策・方針計画決定の場に男女が共に参画できるようにします。

また、審議会等の委員の構成を一方の性別に偏ることのないよう、市民公募枠を活用したり、新たに人材を発掘、育成するなど、女性の積極的な登用を推進し、最終的には男女半数を目指します。

また、様々な手段による公聴活動の充実を図り、多くの意見を収集します。

No.	事業項目	概要
1	全ての審議会等における男女それぞれの構成比率を40%以上に促進	市の政策・方針・決定の場において、女性の参画を推進するため、全ての審議会等において、委員の男女それぞれの構成比率 40%以上を目指します。
1	審議会等における男女それぞれの構成比率を35%以上に促進	審議会等の委員の男女それぞれの構成比率 35%以上を目指します。
2	すべての審議会等に女性の委員の登用(名称変更)	女性の委員がいない審議会等をなくすことを目指します。
3	公聴活動の充実(名称変更)	パブリックコメント、市長と語る会、市政世論調査等を通じて、男女共同参画に関する意見を聴取していき、女性の市政への参画意識を高めます。

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

生活の基盤である地域において、固定的な性別役割分業意識¹にとらわれずに、男女共同参画の視点に立った地域活動を推進します。

No.	事業項目	概要
9	コミュニティ活動等への参加促進	地域の各種団体等の方々と性別・年代を超えた交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を積極的に展開します。【担当課と調整】
10	社会教育関係団体の託児室利用援助(廃止)	託児の必要な社会教育関係団体に対して利用援助を行います。【担当課と調整】

¹ 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

No.	事業項目	概要
11	ボランティア活動・市民活動の支援	ボランティア活動・市民活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。府中ボランティアセンター、市民活動センター「プラッツ」、生涯学習センターを運営し、ボランティア活動に関する情報提供や講座等を実施し支援の充実を図ります。
12	生涯学習セミナーの開催	指定管理者と協働し、男女共同参画の推進に関するボランティア企画講座・市民企画講座等を充実します。
13	生涯学習サポーター制度の充実	性別にとらわれず、あらゆる分野で活躍できるよう、文化、芸術、レクリエーション活動などの専門知識や技能を持つ市民を指導者としてあらかじめ登録し、市民団体の求めに応じて指導者を紹介するとともに、制度の周知を図ります。
14	ふちゅうカレッジ 100 単位修得事業の実施	生涯学習センター等で開催する学習講座等を受講するたびに単位が得られる「ふちゅうカレッジ 100 単位修得事業」を実施します。【担当課と調整】
15	ふちゅうカレッジ出前講座の実施	市民の要望に応じ、職員が講師として現地に赴き、ニーズに沿った講座を実施します。【担当課と調整】
16	障害者成人教室（あすなろ学級）の実施（名称変更）	有意義な生活や、自立への方法と余暇の充実を学び、周辺の人とのコミュニケーションを学ぶ講座を実施します。
56	生きがい事業の充実（移動）	老人クラブ及びシルバー人材センターへの支援を通じ高齢者が地域社会で活躍できる環境を整えます。【担当課と調整】

（３）安全・防災対策の推進

地域の安全を守るために、一人ひとりが自分にできることを認識・実行し、日ごろから地域のつながり、助け合いによる防犯活動を支援します。

また、大規模災害発生後の避難所生活においては、男女のニーズの違い等を踏まえた運営が求められることから、平常時から、男女共同参画の視点に立った配慮した防災対策に取り組めます。

さらに、地域の様々な団体が協働で取り組む防災訓練を支援します。

No.	事業項目	概要
19	青少年の健全育成のための環境づくり	青少年の健全育成に良好な環境の確保及び非行の防止を図るため、青少年健全育成協力店への加入依頼をします。
17	女性の地域安全リーダーの育成	地域安全リーダー講習会を開催し、女性の参加を継続的に呼びかけます。
18	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	学校・地域・行政が連携した防災訓練を実施するとともに、各小中学校の「避難所管理運営マニュアル」を学校及び地域の特性に合ったマニュアルに更新するように推進します。

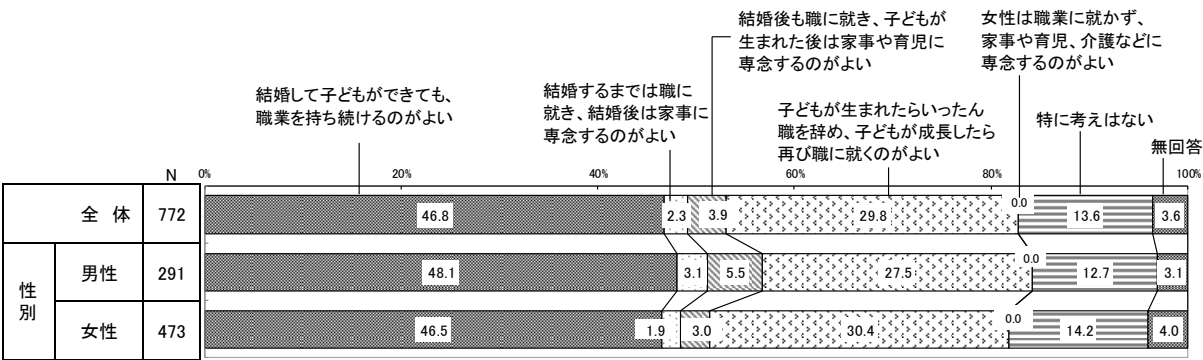
課題2 労働の場における男女共同参画（新）

女性活躍推進計画

【現状と課題】

- 女性の経済的・精神的・社会的自立のためには、就労は重要な手段です。近年、働く女性の数は増加しており、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、法の整備も進んでいますが、就業・雇用面での男女共同参画はまだまだ十分とは言えない状況です。
- 「意識調査」では、女性が職業を持つことについての考えは、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」が最も多く半数近くを占めています。経年比較でみると、平成 26 年度の世論調査では、「子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい」が最も多く、2 番目が「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」となっていたましたが、平成 30 年度の調査で順位が逆転しました。国や都の調査と比較すると、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」回答率がやや低くなっています。

図表⑥-1 女性が職業を持つことについての考え（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

図表⑥-2 女性が職業を持つことについての考え【府中市世論調査との経年比較】

	H30市民調査 (N=772)	H26世論調査 (N=844)
結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい	46.8	33.2
結婚するまでは職に就き、結婚後は家事に専念するのがよい	2.3	3.0
結婚後も職に就き、子どもが生まれた後は家事や育児に専念するのがよい	3.9	5.2
子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい	29.8	41.7
女性は職業に就かず、家事や育児、介護などに専念するのがよい ※	0.0	0.9
特に考えはない	13.6	13.6
無回答	3.6	2.4

※ H26は「女性は職業に就かず、家事や育児、習い事などに専念するのがよい」

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

図表⑥ー3 女性が職業を持つことについての考え【東京都と国との比較】

(%)

	府中市	東京都	国
結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい	46.8	51.7	54.2
結婚するまでは職に就き、結婚後は家事に専念するのがよい	2.3	3.2	4.7
結婚後も職に就き、子どもが生まれた後は家事や育児に専念するのがよい	3.9	7.0	8.4
子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい	29.8	29.2	26.3
女性は職業に就かず、家事や育児、介護などに専念するのがよい	0.0	1.0	3.3
特に考えはない	13.6		
無回答	3.6		

市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

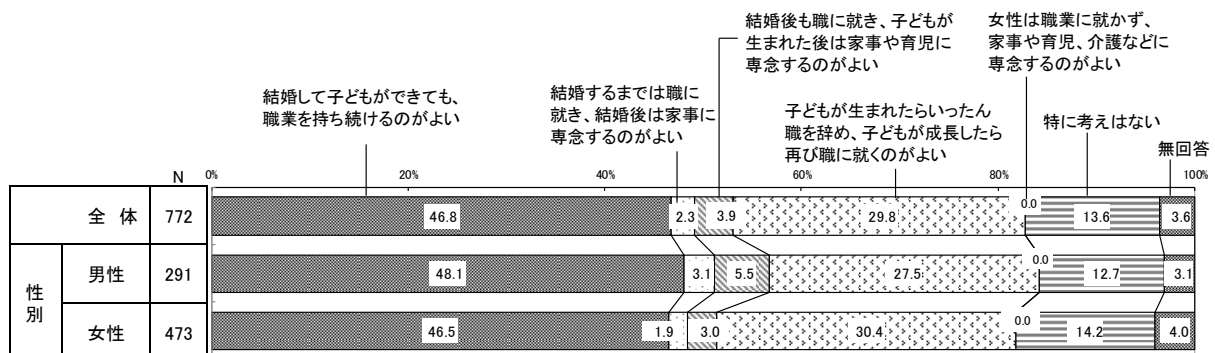
東京都：男女共同参画社会に関する世論調査（平成27年）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

※府中市、東京都、国では選択肢の文章が若干異なる

- ・「意識調査」では、女性が職業を長く持ち続けていくうえで、壁になっているものとして、「家事・育児との両立が難しい」（31.1％）に続き、「子どもを預ける施設の数やサービスが不足している」²が18.8％と多く、次いで「男性の理解や意識が不足している」の8.5％と続いています。このように、職業を持ち続けたいと思う女性が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。

図表⑦ 女性が職業を長く持ち続けていくうえで最も大きな壁（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

- ・庁内管理職に占める女性職員の割合をみると、女性は全体の1割程度となっており、男女の比率に差が見られます。

図表⑧ 庁内管理職に占める女性職員の割合（平成29年度末現在）

管理職総数	128人
うち女性	15人
女性職員の占める割合	11.7%

地域コミュニティ課作成

² 子どもを預ける施設の数やサービスに関する事業は、目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。

【施策の方向】

職業を持ち続けたいと思う人が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっていることから、それぞれの個性や能力を生かし希望に応じた多様な働き方ができるよう、就業のための支援をします。

（１）就業のための支援（**現行計画Ⅰ－１（６）から移動**）

就職、再就職、起業等を目指す女性がスムーズに第一歩を踏み出せるよう、労働に関する情報提供や各種の講座開催等により支援を行います。

No.	事業項目	概要
25	女性の就職支援講座、起業のための講座の実施	女性のための 再 就職支援セミナー、起業のための講座等を開催します。
25	女性の就職支援講座の実施	再 就職支援セミナー等を開催します。
26	起業のための講座の実施	起業講座を継続的に実施します。
27	労働情報の収集と提供	女性の就業や起業による女性活躍を推進するために、国や東京都から情報の提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報を、パンフレットやポスター、広報を通じて周知します。

<参考>

- 「女性活躍推進のための「学び直し」の拡充」が、女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

取組内容:

- ・女性が「学び直し」を通じて復職・再就職・起業等しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成、再就職や起業等の支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組む。また、学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等の検証を行いながら、普及啓発等に取り組む。
- ・多忙な社会人にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について調査を行うとともに、講座開講のノウハウを把握し、効果・成果の実証を行った上で必要な見直しを行い、その成果を普及し、講座の開講促進を図る。
- ・短期かつ魅力的なプログラムの開発を促進するため、大学・専門学校等の履修証明制度を改正し、「60時間以上」の授業時間で履修証明書の交付を可能とする等、学び直しを推進する。

- 「就業ニーズの実現」が、女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

取組内容:

- ・子育てがひと段落した女性の再就職等を支援するため、地方公共団体が関係機関・団体と連携して実施する相談、研修等の事業を、地域女性活躍推進交付金を活用して支援する。

- 「女性の起業に対する支援」が、女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

取組内容:

- ・起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性を含めた女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO 等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施する。女性起業家ネットワーク構成機関の活動内容等について調査を行うとともに、支援事例を取りまとめたノウハウ集について支援者や支援機関、男女共同参画センター等に普及を図る。また、支援者向けセミナーを開催し、さらなる支援体制の拡充・質の向上を図る。

(「女性活躍加速のための重点方針 2019」より抜粋)

出典:すべての女性が輝く社会づくり本部(令和元年6月18日)

(2) 職場での女性の活躍推進 (新)

女性のキャリア支援を行うとともに、管理職等への女性の登用を推進し、市内の事業所に対する女性活躍推進を働きかけます。

No.	事業項目	概要
	例: 指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	女性のキャリア支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るための市民・事業者向けの研修や講座等を実施します。
	例: 事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性 ^が も活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。

< 参考 >

- 女性の職業生活における活躍を推進に関する施策として、以下が挙げられている。
 - ・非正規雇用者の処遇改善推進施策や正社員への転換支援の拡充
 - ・中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
 - ・企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要(平成 27 年)」より抜粋)

出典: 内閣府男女共同参画局

- 第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点として、

「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等の変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実」があり、具体的な取組に以下が挙げられている。

 - ・働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)
 - ・男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正

(「第4次男女共同参画基本計画概要(平成 27 年)」より抜粋)

出典: 内閣府男女共同参画局

(3) 市職員等の男女共同参画の推進（現行計画Ⅰ－1（5）から移動）

職場内の慣行や固定的な性別役割分業意識のさらなる改善に取り組むとともに、性別にとらわれない職種・職域の拡大を図ります。また、女性職員の指導的立場や庁内組織の様々な分野への積極的な参画を推進します。

市職員に対して、研修等を通じて男女共同参画意識の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要
20	性別・年代の区別のない業務分担の徹底（廃止）	性別や年代にとらわれることなく、個人の能力と適性に応じた職員配置及び業務分担を図っていきます。
21	女性職員の参画意識の向上	女性職員の昇任試験受験を推奨し、市政への積極的な参画を促します。
22	職員に対する意識調査、研修会、講演会の実施	全職員を対象とした、男女共同参画に関するアンケートを毎年度実施するとともに、男女共同参画に係る研修会や講演会を担当課と共催で実施します。
22	職員に対する研修会、講演会の実施	全職員を対象とした、男女共同参画に係る研修会や講演会を担当課と共催で実施します。
23	職員の意識調査の実施	職員の男女共同参画平等に関するアンケートを毎年度実施します。【担当課と調整】

<参考>

●女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び数値目標を達成するための取組が、「女性職員の活躍の推進に関する府中市特定事業主行動計画」に挙げられている。

【数値目標】平成 33 年4月1日時点で、管理的地位にある職員に占める女性割合を 20%以上とする。
（平成 29 年度末現在 11.7%）

【取組】

取組1 女性職員を多様なポストに積極的に配置する。

取組2 各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた任用及び人材育成を行う。

取組3 昇任制度について、現行の試験による任用に加え、選考による任用の導入を検討する。

取組4 女性管理職等を講師とした研修や、ロールモデルやキャリアパス事例を紹介する研修など、女性職員を対象とした研修を充実させ、女性職員の昇任に対する意識を向上させます。

取組5 管理職等となった後のフォローアップを含め、女性職員のキャリア形成をサポートするため、組織の枠を超えたメンター制度の導入を検討する。

取組6 全管理職のほか、男性職員に対しても女性活躍推進について理解を深めるための研修を実施し、職場全体で女性職員が活躍できる雰囲気醸成する。

取組7 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画における各種取組を推進し、仕事と子育ての両立等を可能とする職場環境を整備する。

出典：女性職員の活躍の推進に関する府中市特定事業主行動計画（平成 28 年3月）

課題3 教育の場における男女共同参画

【現状と課題】

- ・市内公立小学校・中学校における女性の校長先生は、小学校が5人、中学校が1人と、女性の校長先生の占める割合は、小学校では2割を超えていますが、中学校では1割となっています。

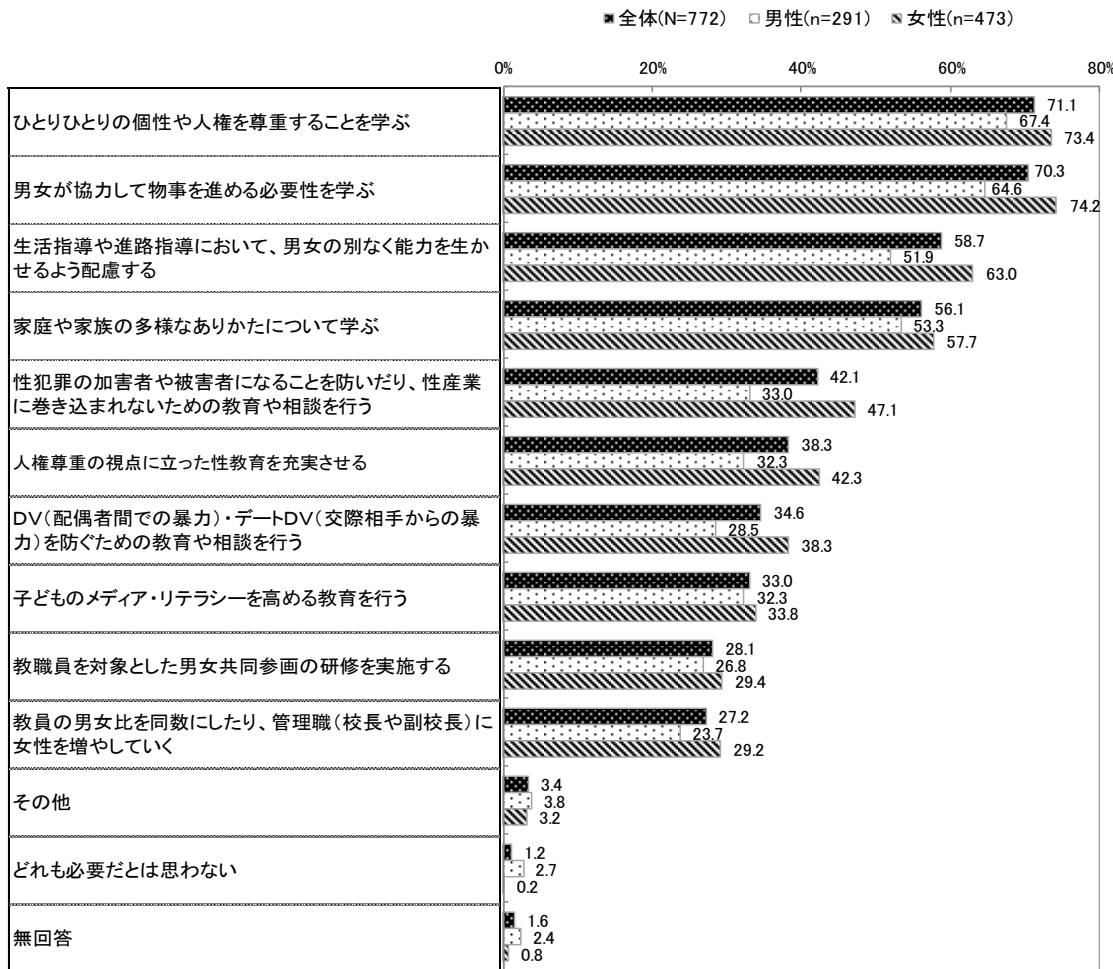
図表⑨ 市内公立小学校・中学校における女性の校長先生の割合（令和元年4月1日現在）

	小学校	中学校
学校数	22 校	11 校
男性の校長先生	17 人	10 人
女性の校長先生	5 人	1 人
女性の校長先生の占める割合	22.7%	10.0%

地域コミュニティ課作成

- ・「意識調査」では、学校教育で特に必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が続いています。男女別では、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」「性犯罪の加害者や被害者になることを防いだり、性産業に巻き込まれないための教育や相談を行う」「人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」「DV（配偶者間での暴力）・デートDV（交際相手からの暴力）を防ぐための教育や相談を行う」で、男性より女性の方が10ポイントほど上回っています。幼い頃から性別等にかかわらず、一人ひとりの個性や人権や生き方を尊重する教育が必要です。

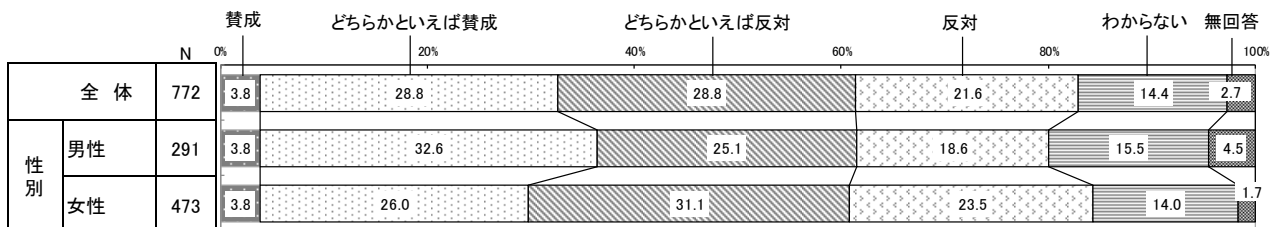
図表⑩ 学校教育で特に必要な取り組み（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- ・「意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、反対の割合が賛成を 18 ポイントほど上回っています。

図表⑪ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

幼い頃から家庭・学校・地域の中で、人権意識や男女**共同参画意識**を育み、男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画していくことができるよう、男女**共同参画**の意識改革を進めていくことが必要です。

(1) 学校における男女共同参画の推進（名称変更）

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にし、人権の尊重、男女の共同参画、相互理解と協力の視点に立って学習の充実を図り、学校教育における男女共同参画教育を推進します。

No.	事業項目	概要
28	「児童の権利に関する条約」についての啓発	学習指導要領に基づき、人権教育の一環として実施します。
29	学校教育における薬物・飲酒等に関する教育・啓発	小・中学校の保健体育分野において、薬物乱用防止等を指導するとともに、東京都や学校薬剤師との連携協力による啓発活動を強化します。
31	<u>学校教育における男女共同参画平等教育</u> の推進	教育活動全体を通して、男女共同参画平等を意識した人権教育に取り組みます。
32	発達段階に応じた性教育等の実施	小・中学校の保健体育分野をはじめとして、時代に応じた性教育を学習の中に取り入れ、学校全体で共通理解を図りながら指導します。
24	<u>教職員の男女平等意識の徹底（移動）</u>	<u>教育公務員としての職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施します。</u> 【担当課と調整】
	<u>例：性的マイノリティに関する意識啓発の実施（再掲）</u>	<u>性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため意識啓発を実施します。</u> 【担当課と調整】

課題4 市民協働における男女共同参画（新）

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現のためには、市・市民・関係団体など地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、男女双方の視点を生かした主体的な取組を行っていくことが必要です。
- 市では、市・市民・事業者の協働により、住みよいまちづくりを実現するための制度として、平成26年には「市民協働の推進に関する基本方針」及び市民協働都市の宣言を、翌平成27年には「府中市市民協働推進行動計画」を策定するなど、協働事業によるまちづくりにおける基盤整備を進めています。
- 一方で、「市政世論調査」（以下、「世論調査」という）では、「協働」に興味があるかについては、4割強が興味がある（「興味があるので、いろいろ知りたい」と「少し興味がある」の計）と回答しています。性別／年代別でみると、興味がある割合は、40・50歳代の男性で5割を上回り、女性では4割台となっているなど、市民の関心は低くありません。

図表⑫ 「協働」について興味があるか（全体、男女別、年齢別）

(%)

		興味がある ので、 いろいろ 知りたい	少し興味 がある	あまり興 味が ない	興味 が ない	わから ない	無回答
全体(n=1,021)		9.0	36.2	28.1	6.6	19.0	1.1
男性(n=480)		9.6	36.9	27.7	8.3	16.3	1.3
女性(n=533)		8.1	36.2	28.5	5.1	21.2	0.9
男性	18～29歳(n=50)	4.0	22.0	28.0	18.0	26.0	2.0
	30～39歳(n=79)	8.9	35.4	20.3	11.4	22.8	1.3
	40～49歳(n=103)	8.7	41.7	30.1	7.8	11.7	0.0
	50～59歳(n=98)	11.2	42.9	28.6	4.1	12.2	1.0
	60～69歳(n=73)	11.0	37.0	34.2	9.6	8.2	0.0
	70歳以上(n=77)	11.7	33.8	24.7	3.9	22.1	3.9
女性	18～29歳(n=62)	8.1	16.1	27.4	12.9	35.5	0.0
	30～39歳(n=91)	4.4	37.4	24.2	2.2	31.9	0.0
	40～49歳(n=114)	6.1	35.1	36.0	4.4	18.4	0.0
	50～59歳(n=112)	6.3	42.0	25.9	3.6	21.4	0.9
	60～69歳(n=66)	13.6	37.9	31.8	4.5	9.1	3.0
	70歳以上(n=88)	12.5	42.0	25.0	5.7	12.5	2.3

第50回市政世論調査(平成30年)

【施策の方向】

市民協働による男女共同参画を進めていくために、市民活動の支援と人材育成とともに、男女共同参画に関する協働事業の充実を図ります。

(1) **市民活動の支援と人材育成（名称変更）（現行計画の課題Ⅰから移動）**

能力開発や人材育成を目的とした講座や研修会を実施し、学習機会、自己啓発機会や情報提供の充実を図るとともに、男女共同参画に係る市民活動を支援します。また、協働の視点による男女共同参画に関する講座等の実施を推進していきます。

No.	事業項目	概要
4	市民の自主的学習活動の援助	男女共同参画センター「フューラル」登録団体の自主活動を支援するとともに、男女共同参画推進フォーラムの参加者増加及び市民企画講座及び協働講座等の支援に取り組みます。
5	NPO・ボランティア団体等、グループ指導者等の育成と活動の支援	市民活動センター「プラッツ」を中心に、市民と団体、団体と団体をつなげるコーディネート機能の充実と団体支援の強化を図ります。
6	市民との協働事業の推進	市民が提案する市民活動支援事業や協働事業に対し、助成金補助金を交付します。また、市民協働まつりNPO・ボランティアまつりを市民やNPO団体等で構成する実行委員会と協働して実施します。
8	男女共同参画関係会議への参加促進	全国規模の男女共同参画関係会議に市民を派遣します。
7	自主グループとの共催講座の開催	公民館講座の中で自主グループと共催で講座を開催します。
	協働の視点による講座の実施	市民一人ひとりが協働の視点から主体的に取り組めるように、男女共同参画を推進する協働講座等を実施します。
96	男女共同参画センター「フューラル」スタエア21・女性センターの運営(再掲)	女性の地位向上と男女共同参画を推進する拠点として、学習・交流の機会と場を提供します。 【担当課と調整】

< 参考 >

●IV-3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女 共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。

IV-3 ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実

- 1 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。
- 2 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。

(以下省略)

(「第4次男女共同参画基本計画」「IV 推進体制の整備・強化」より抜粋)

出典：内閣府男女共同参画局

課題5 国際社会への貢献

【現状と課題】

- 男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられており、国の男女共同参画の推進のための取組は、国際的な動きとともに進められてきました。政治、労働、家庭、地域等の各分野で世界の女性が直面している問題には、共通する部分も少なくないため、男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な動向についての理解と関心を深め、積極的に活用していくことが求められています。
- 一方で、世界経済フォーラムが2018年に公表した、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数³（Gender Gap Index：GGI）をみると、日本の順位は149か国中110位（前年は144か国中114位）と依然として低い状況です。また、「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいことの中で、「各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する」の割合が12.0%と低い状況です。

図表⑬ GGI（ジェンダー・ギャップ指数）の上位国及び主な国の順位

順位	国名	GGI 値	順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.858	12	フランス	0.779
2	ノルウェー	0.835	14	ドイツ	0.776
3	スウェーデン	0.822	15	英国	0.774
4	フィンランド	0.821	16	カナダ	0.771
5	ニカラグア	0.809	51	米国	0.720
6	ルワンダ	0.804	70	イタリア	0.706
7	ニュージーランド	0.801	75	ロシア	0.701
8	フィリピン	0.799	103	中国	0.673
9	アイルランド	0.796	110	日本	0.662
10	ナミビア	0.789	115	韓国	0.657

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2018」より作成

図表⑭ 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）

(%)

	全体	男性	女性
各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する	12.0	7.9	14.6

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

³ 「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから構成された男女格差を測る指数です。本指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。政治、経済分野などの男女格差に焦点を当てていることから、日本の順位は、これらの分野における日本の状況を反映したものと考えられます。

【施策の方向】

在住外国人が地域で充実した生活が送れるよう、日本人と交流する機会を提供し、日本の文化を理解してもらうほか、相談窓口の充実を図ります。

市民一人ひとりが国際理解を深め、外国人との交流を通じて異文化を理解し、国際的視野をもつことは、多文化共生⁴*の意識を醸成し、国際社会の一員として、多文化共生社会の形成、ひいては国際社会への貢献が形成されるまちづくりにつながります。取り組みます。

男女共同参画の視点から国際理解や平和についての啓発を充実し、市民の国際交流を推進するとともに、市内に居住する外国人への支援の充実を図ります。

（１）国際理解と国際交流の推進

在住外国人が地域で充実した生活が送れるよう、府中国際交流サロンにおいて、日本語や日本の文化・習慣等を学習する機会や、各種イベントを通じて交流する機会を提供するほか、相談窓口の充実を図ります。

また、平成４年に友好都市提携を結んだウィーン市ヘルナルス区とは、引き続き市民が参加することのできる交流を継続し、多文化共生の推進に努めていきます。

No.	事業項目	概要
33	外国人相談窓口の充実	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。
34	在住外国人の支援	在住外国人が日本語学習会に多数参加できるよう支援するとともに、学習会の一部に託児を設けます。 【担当課と調整】
35	国際交流の推進	友好都市ウィーン市ヘルナルス区と、青少年ホームステイ派遣事業などを通じて相互の交流を深めていきます。 また、府中国際交流サロンにおいて、日本語学習会や各種イベントを開催し、在住外国人との交流を深めます。 【担当課と調整】

⁴ 国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きること。

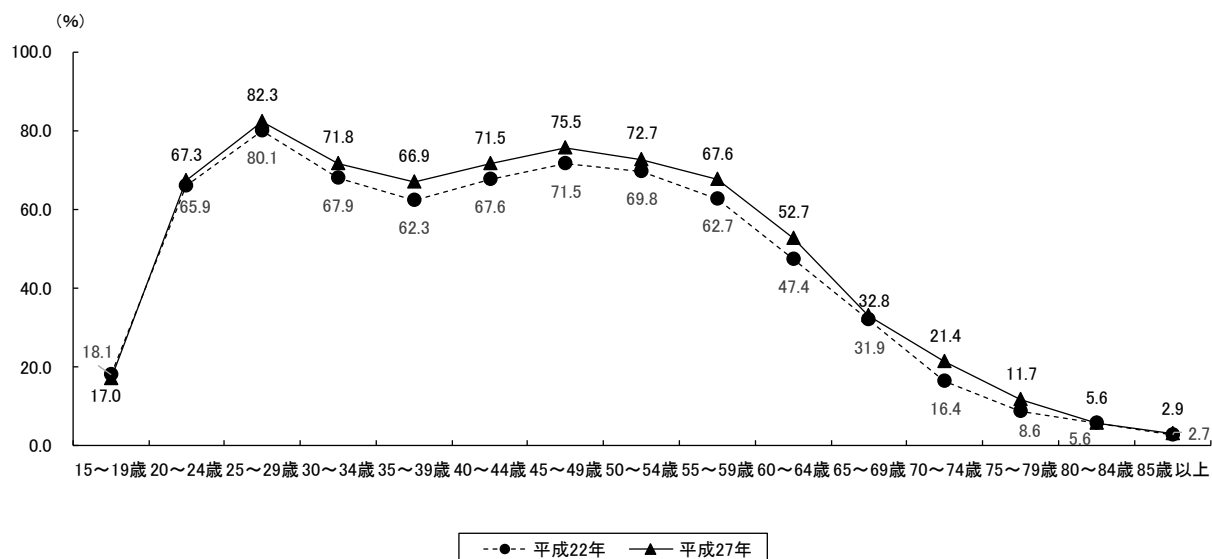
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

課題 1. 仕事と生活の両立支援（名称変更）

【現状と課題】

- 男女共同参画の推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁵の実現が必要です。そのためには、家庭や地域において、男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、それぞれの価値観に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備が求められます。
- 女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29 歳が最も高く、出産や子育て期にあたる 30 歳代で低くなり、40 歳代以降に再び高くなるM字カーブの傾向がみられます。平成 22 年に比べて平成 27 年は、20 歳以降のほとんどの年齢で労働力率がやや高くなっており、働き続ける女性が増えていることがわかります。

図表① 15 歳以上の年齢階級別女性の労働力率の推移（平成 22 年・平成 27 年）



総務省統計局「国勢調査」(平成 22、27 年)

⁵ 男女共に、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを、時間的にも質的にも希望する配分で取れることをいいます。

・「意識調査」によると、「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい』人が約2割で最も多く、次いで『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい』人が僅差で続いています。一方、現実では『「家庭生活」を優先している』『「仕事」を優先している』人が2割を超えており、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先している』『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している』人は1割に満たず、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が乖離していることがうかがえます。国・都と比べると、市では「家庭生活」と「個人の生活」の優先度が高いことがうかがえます。現実について、国や都の調査結果でも、『「家庭生活」を優先している』と『「仕事」を優先している』が多くなっています。

図表②ー1 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度
【東京都と国との比較】

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先したい	3.6	4.4	8.9
「家庭生活」を優先したい	17.9	15.7	25.5
「個人の生活」を優先したい	11.3	9.3	3.8
「仕事」と「家庭生活」を優先したい	19.3	21.9	30.5
「仕事」と「個人の生活」を優先したい	6.1	7.4	4.7
「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい	20.7	12.2	9.7
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい	19.4	24.7	15.4
無回答	1.7	4.4	

図表②ー2 優先度について、現実にもっとも近いもの
【東京都と国との比較】

(%)

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先している	20.5	29.6	25.5
「家庭生活」を優先している	28.9	21.3	30.5
「個人の生活」を優先している	9.1	5.6	4.6
「仕事」と「家庭生活」を優先している	17.1	17.6	21.6
「仕事」と「個人の生活」を優先している	6.5	6.1	3.2
「家庭生活」と「個人の生活」を優先している	9.7	6.8	8.0
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している	6.6	6.7	5.3
無回答	1.7	6.4	

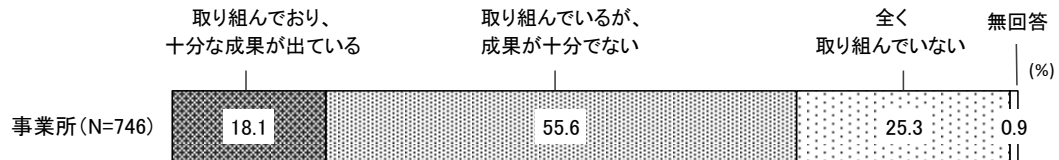
市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成 30 年）

東京都：男女共同参画社会に関する世論調査（平成 27 年）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年）

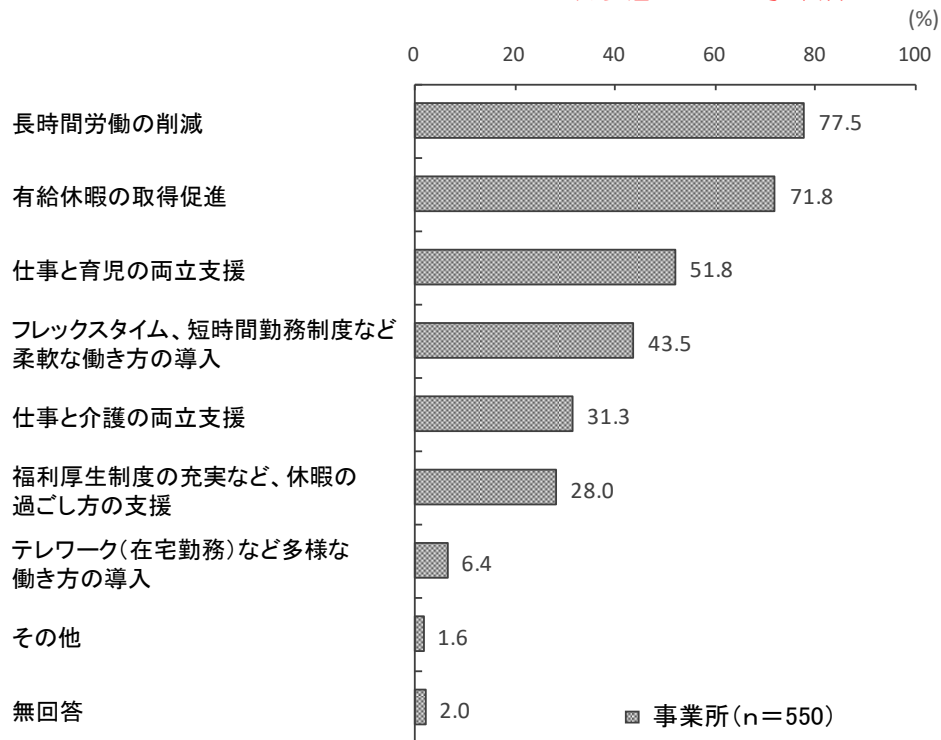
- 東京都が平成 27 年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスの取組に関する調査」によると、7 割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、5 割強の事業所は成果が十分でないと回答しています。取組内容は、「長時間労働の削減」「有給休暇の取得促進」などが多くなっています。

図表③ ワーク・ライフ・バランスへの取組状況（東京都）（事業所全体）



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」
（平成 27 年度）

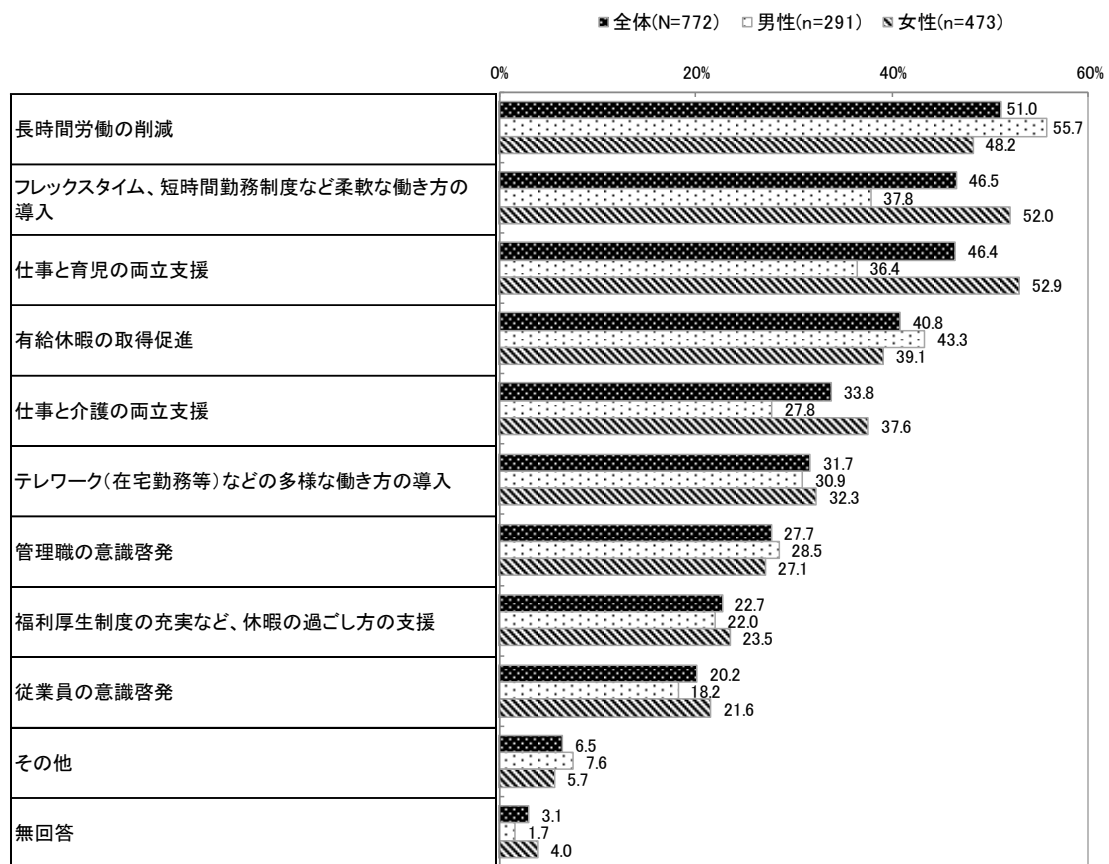
図表④ ワーク・ライフ・バランスへの取組内容（東京都）（事業所全体：複数回答）
＜ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所＞



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」
（平成 27 年度）

- ・「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組として、「長時間労働の削減」「フレックスタイム、短時間勤務制度など柔軟な働き方の導入」が上位を占めています。女性では、「仕事と育児の両立支援」も多く回答されています。

図表⑤ ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

恒常的な長時間労働を前提とするような**男性中心型の労働慣行等**の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、啓発活動や情報提供等を行います。

(1) 職場と家庭における環境づくり（名称変更）

男女が共にそれぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備や長時間労働是正の啓発を図るとともに、庁内におけるノー残業デーを徹底し、男性職員の主体的な家事・子育て等への参画を促進します。

~~また、~~男女が性別によって差別されることなく、働きやすい環境を整備するため、市内外の関係機関と連携を図りながら、事業者に対して情報提供及び啓発を行います。

No.	事業項目	概要
38	啓発活動の充実と関係機関との連携強化	男女が対等で働きやすい環境をつくるため、国や東京都から情報の提供を受け、パンフレットやポスターの配布・掲示等を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、意識啓発事業を実施します。 【担当課と調整】
39	長時間労働是正の啓発	法に定める労働時間・時間外労働の最低基準の実現、働く女性に関する法律などを内容とした労働ガイドブックの作成・配布を行います。 長時間労働是正に関するセミナーを実施する予定について、東京労働局などが作成するポスター、広報を通じて市民に周知します。また、東京労働局と連携し、長時間労働に関するセミナーを実施します。
40	事業者・労働者双方への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスへの理解を進めるため、事業者・労働者双方への情報提供等を行います。 【担当課と調整】
41	ノー残業デーの徹底	市職員に対し水曜日のノー残業デーにおける定時退庁を徹底します。 【担当課と調整】
42	男性職員の家事・子育てへの参画	研修や職員広報による意識啓発を図ります。 【担当課と調整】
88	労働相談(移動)	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

課題 2. 子育て支援・介護支援（名称変更）

【現状と課題】

- ・女性が長く働き続けるためには、多様な働き方に対応できる保育サービスが必要となるとともに、パートナーである男性も子育てを担う社会環境を実現していく必要があります。
- ・市では、高い水準で推移する保育需要に応えるため、施設整備等による定員の増加を進めており、待機児童数は平成 27 年度の 352 人から令和元年度は 146 人に減少していますが、依然として待機児童の解消には至っておらず、引き続き施設整備等を進めていく必要があります。

図表⑥ 待機児童数の推移（各年4月1日現在）

(人)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
352	296	383	248	146

地域コミュニティ課作成

- ・平成 27 年度から学童クラブの対象児童が小学6年生まで拡充になりました。市では、小学 1 年生から3年生及び障害児全ての受入れはできていますが、小学 4 年生以上の待機児童について、年々減少しているものの、平成 31 年度は 19 人となっています。学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会できるように、受け皿の確保が求められます。

図表⑦学童クラブ入会児童数の推移（各年4月1日現在）

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入会児童数	1,798	1,975	1,932	2,032	2,039
待機児童数 (小学4～6年生)	—	38	17	6	19

地域コミュニティ課作成

- ・市の母子世帯・父子世帯数は、増加傾向で推移しており、平成 27 年は平成 17 年から 32.6% 増の 1,901 世帯となっており、ひとり親世帯への支援が求められています。

図表⑧ 母子世帯・父子世帯数の推移（府中市）

(世帯)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	1,274	1,577	1,684
父子世帯	160	214	217
合計	1,434	1,791	1,901

※「母子世帯」は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

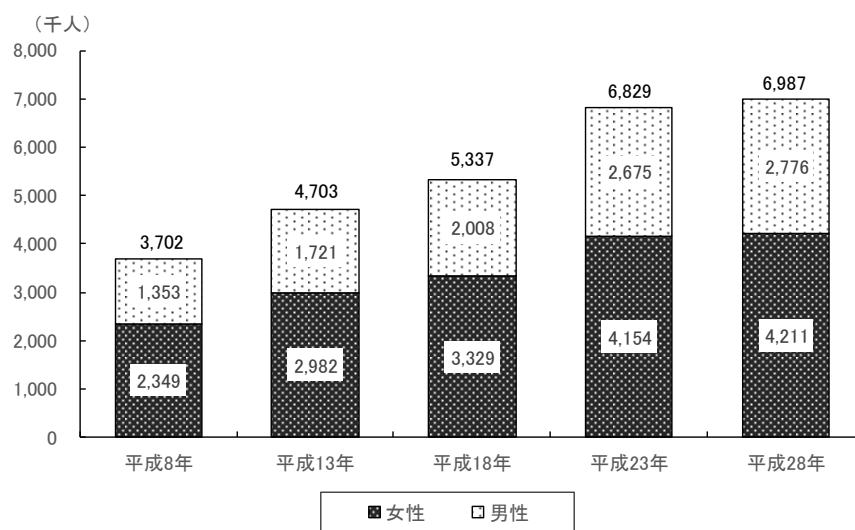
※「父子世帯」は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

※平成 22 年、平成 27 年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

総務省統計局「国勢調査」(平成 17、22、27 年)

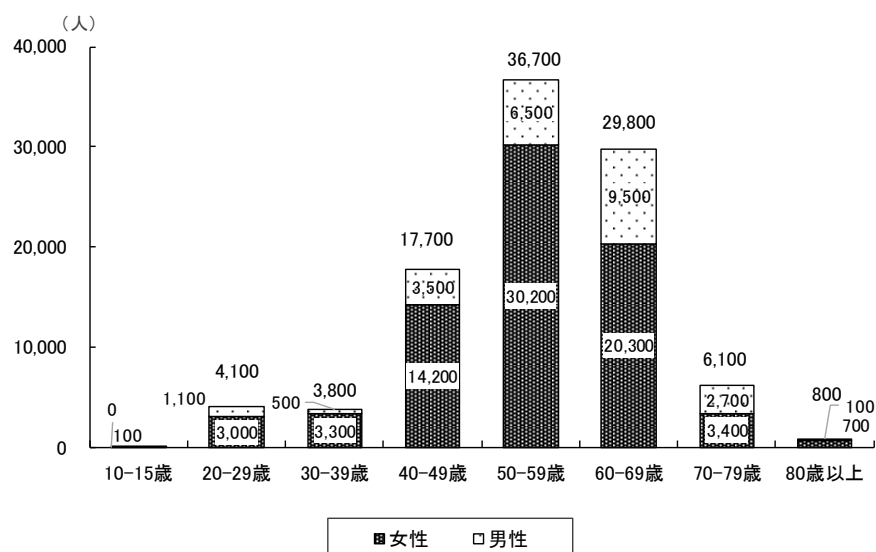
- ・今後ますます進行する高齢社会に対応するため、介護のための休暇制度や短時間勤務、始業・就業時刻の繰上げ繰下げ制度等の整備が進んでいますが、現役世代の介護者が増加している中で、仕事と介護の両立が難しく、介護のために仕事を辞めざるを得ない人もいます。就労状況などの面から、結果として、介護の役割を女性が担っていることが依然として多いと言え、その肉体的・精神的な負担は大きなものがあり、仕事と介護の両立という意味で女性が厳しい立場に置かれる傾向にあります。
- ・社会生活基本調査によると、全国の介護者数は男女ともに増加しており、平成 28 年の介護者数は約 700 万人となっています。また、就業構造基本調査によると、全国の離職者のうち、介護・看護を理由とする離職者数を年代別でみると、50 歳代が最も多く、60 歳代、40 歳代と続いており、40～50 歳代では女性の割合が8割を占めています。

図表⑨ー１ 介護者数の推移（全国、男女別）



総務省統計局「社会生活基本調査」(平成 8、13、18、23、28 年)

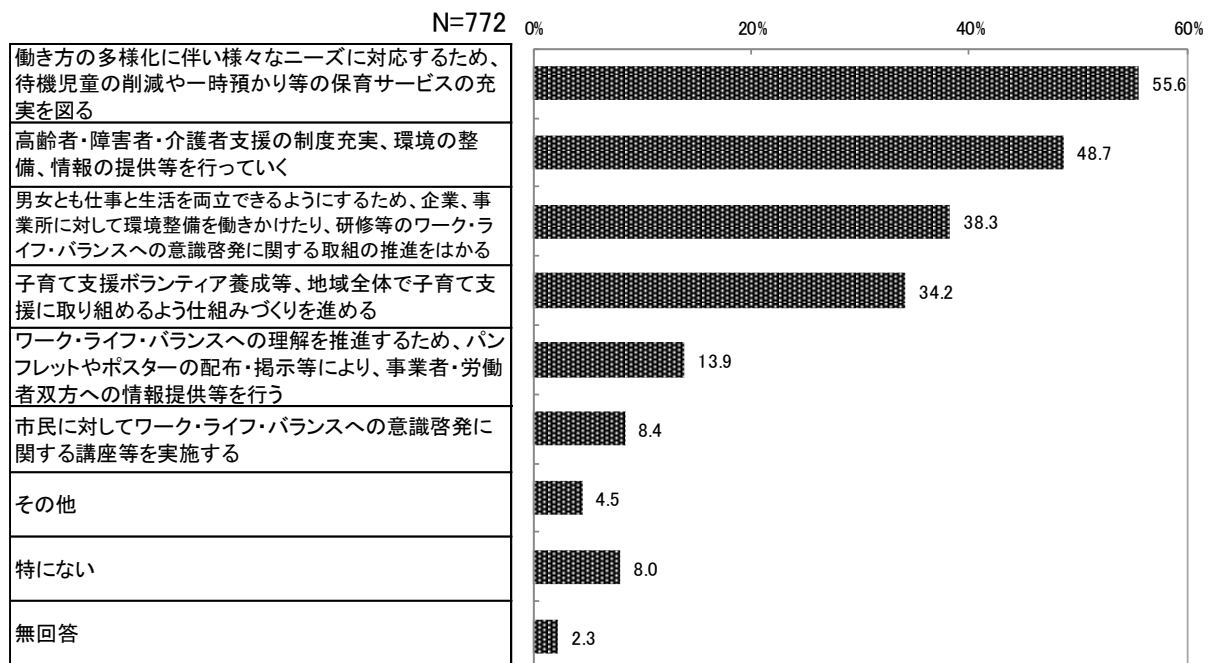
図表⑨ー２ 介護・看護を理由とする離職者数（全国、男女別）（平成 28 年 10 月～29 年 9 月）



総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 29 年)

・「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、府中市に望むこととして、待機児童の削減や一時預かり等の保育サービスの充実、高齢者・障害者・介護者支援の制度や環境の整備などが多く回答されています。

図表⑩ ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、
府中市に望むこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭、在宅で子育てをする家庭に対応できる子育て支援策の充実を図ります。また、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制を整備します。

また、介護に関する多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図り、介護者負担の軽減に努めるために、男女が共に仕事と介護を両立できる可能性を広げる環境と仕組みを周知することで有効な活用を促します。介護をしながら仕事を続けられるように、ダブルケアをしている人への支援や介護離職の防止のための支援に取組みます。

また、高齢者や障害のある人にとっても、一人ひとりが自分らしく生きていくための社会的な支援体制の充実が必要です。

(1) 保育サービスの充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う様々なニーズに対応するため、待機児童の削減等、保育サービスの充実を図ります。また、在宅で子育てをする家庭を支援するため、一時預かり等のサービスを提供します。

No.	事業項目	概要
43	一時預かり・定期利用特定保育事業の拡充	多様な保育ニーズに応え、一時預かり・定期利用特定保育事業を実施する施設数を拡充します。利用する保護者に対して利用料の一部を助成します。
44	病児・病後児保育事業の実施	病児保育を行った施設の補助を継続します。また、利用料及び診療情報提供書文書料の一部を助成します。
45	待機児童の削減等低年齢児保育の充実	保育所新設等を進めるなど、今後も待機児童の解消に努めていきます。
46	延長保育の拡充	私立公私立保育所で延長保育時間の拡大を目指します。
47	認証保育所のサービスの充実	既存施設の定員を増やすとともに、定員増に向けて施設整備を行います。
48	学童クラブの充実	学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会することができるよう、放課後子ども教室と一体的な運営または連携により対応します。【担当課と調整】

(2) ひとり親家庭への支援

仕事と家事の負担や経済的な負担がより大きくなるひとり親家庭に対して、安心して自立した生活を送ることができるよう、市営住宅の優遇抽せんの実施や技能習得のための費用援助等を支援します。

No.	事業項目	概要
49	ひとり親家庭に対する市営住宅入居機会の拡大	一般世帯より当選の可能性を高くする優遇抽せんを実施します。
50	ひとり親家庭の自立のための援助サービスの実施	ひとり親家庭の世帯に対して、状況に応じてホームヘルパーを派遣します。また、自立を支援するためのセミナー開催、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。
51	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	貸付の必要性が高いひとり親家庭の母等に対して、適切な貸付を実施します。

(3) 地域での子育て支援

在宅で子育てをする家庭を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めるとともに、地域全体で子育て支援に取り組みます。また、全ての子育て家庭に切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を実施します。

No.	事業項目	概要
52	子ども家庭支援事業の拡充	子ども家庭支援センター事業、子ども家庭サービス事業等、必要なサービスを適切に提供することに努めます。また、全ての子育て家庭に切れ目のない支援をするため、子育て世代包括支援センター事業を開始し、母子保健担当と緊密に連携を図りながら、子育て情報の提供や関係機関連携等の支援の充実を図ります。その他、子育て支援ボランティア養成講座を開催します。【担当課と調整】
53	ファミリーサポートセンター事業の実施	市民同士が行う子育てに関する援助活動のサポート事業を実施するとともに、事業等の周知を工夫し、提供会員の増加に努めます。
54	放課後子ども教室の実施	「放課後子ども教室」を市立小学校全校で実施します。【担当課と調整】
55	家庭教育学級の実施	保護者自ら取り組む学習会を府中市立小中学校PTA連合会に委託して実施するほか、小学生以下の子どもの保護者を対象に子育てに関する講座を実施します。

(4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実（移動）

男女が共に介護における役割を担っていくために、ホームヘルプサービス等の介護負担を軽減し介護を支える仕組みを周知し、**仕事と介護の両立等**に有効な活用を促すとともに、高齢者や障害のある人の自立や生きがい活動の支援等を行います。

No.	事業項目	概要
57	高齢者住宅の確保 (廃止)	単身の経済的弱者に陥りやすい高齢者に対し、安心して生活できる居住の場を提供します。 【担当課と調整】
58	介護保険事業など福祉サービスの充実	介護予防の取組の普及を図るとともに、介護が必要な場合には、自立支援を目的とした介護保険・福祉サービスを提供します。
59	介護に関する知識や情報の提供	パンフレットや講座、出張説明会、相談等により、制度の周知を図り、介護に関する知識や情報を提供します。
60	障害者(児)サービスの充実	障害者(児)が受ける介護サービスについて必要な給付を行うとともに、引き続き様々な支援を進めていきます。
61	障害のある人の就労支援	障害者が自立した地域生活をおくれるよう、障害者就労支援事業の拡充を図ります。

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

課題 1. 配偶者等からの暴力の防止

配偶者暴力対策基本計画

【現状と課題】

- DV（ドメスティック・バイオレンス⁶）は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、~~DV被害者の多くは女性ですが、であり、性別による固定的役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等からの女性が軽視されているという社会風潮がその背景にあります。さらに、DVは、直接暴力を受ける人だけにとどまらず、その子どもにも多大な影響を与えます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前でDVを行うことは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、言葉や態度で心を深く傷つける行為であり、児童虐待であるとされています。このように、家庭内で配偶者が暴力を加えることは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。~~
- 平成 13 年 4 月に、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行され、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることが明文化されました。~~「DV」という言葉は社会にも浸透されつつありますが、その理解はまだ十分とは言えません。~~さらに平成 25 年に一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名が改められ、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることになりました。
- 令和元年6月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、DV 防止法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。DV 防止法に関連する部分は、次の4点です。

⁶ 配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振られる暴力のことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こる DV をデート DV といいます。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、次のようなものも含まれます。

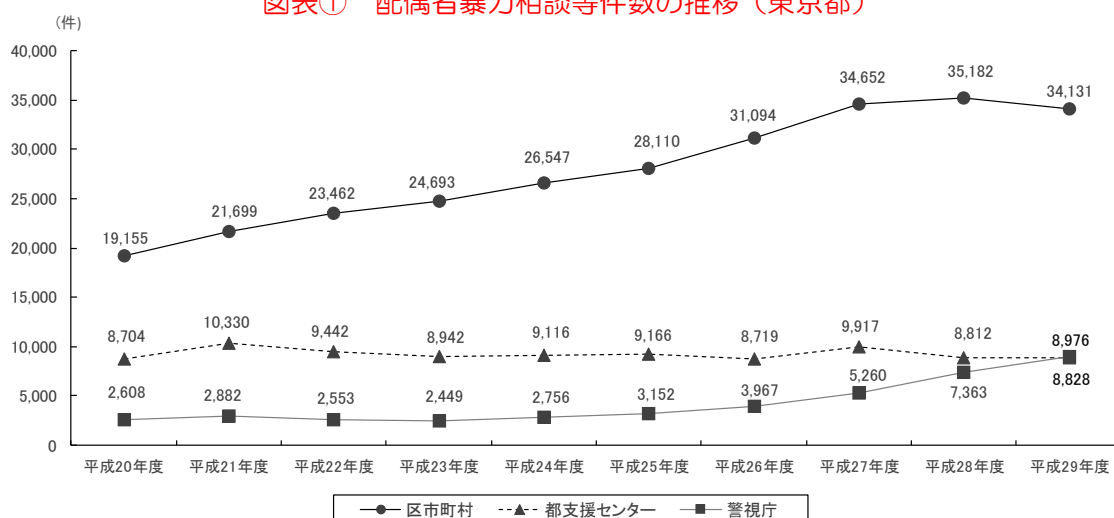
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める など
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、実家や人との付き合いを制限する、殴るふりをする、バカにしたり人格を否定するようなことを言う、(大切な)物を壊す など
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、酒やギャンブルで生活費を使い込む など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌等を見せる など
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

※近年は、インターネットや携帯電話を使って誹謗中傷する、監視するなどの人権侵害も問題となっています。

1. DV 被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記。
2. 関係機関の保護の対象である被害者に「同伴家族」も含める。
3. 公布後3年を目途に、通報対象となる DV の形態及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4. 公布後3年を目途に、DV に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

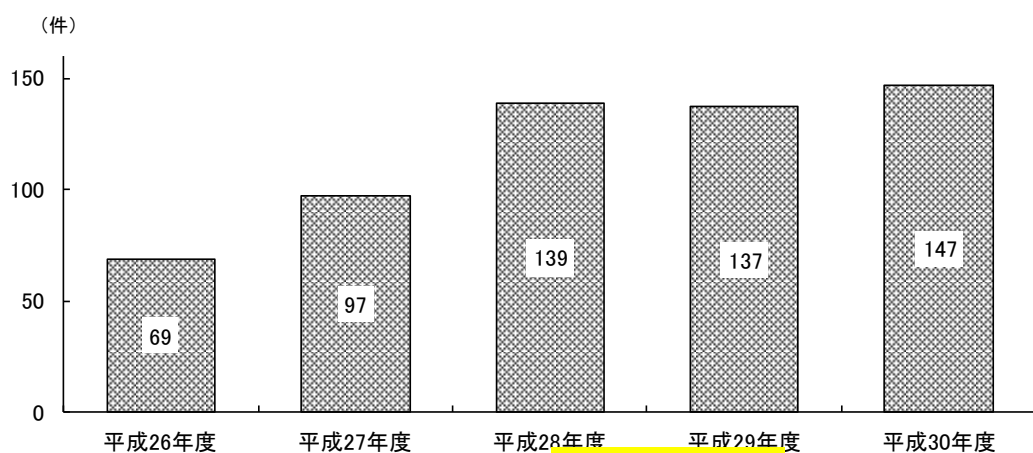
- ・東京都生活文化局による「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」によると、区市町村の相談窓口への相談件数は、平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、平成 29 年度はやや減少しています。都支援センターへの相談件数は、横ばいで推移していますが、警視庁への相談件数は増えてきています。また、市の配偶者暴力相談等件数は、平成 28 年度まで増加傾向にあり、平成 30 年度は 147 件となっています。

図表① 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）



東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」(平成 29 年度)

図表② 男女共同参画センター「フューラル」における配偶者暴力相談件数の推移（府中市）

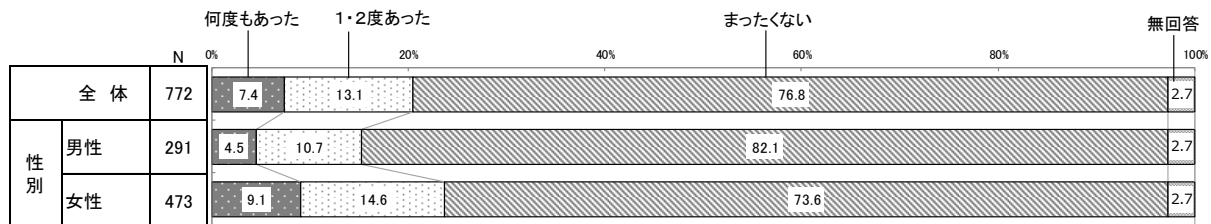


地域コミュニティ課作成府中市男女共同参画センター調べ

※平成 30 年度まではスクエア 21・女性センター

- ・「意識調査」では、本人及び身近な人の DV 体験者は全体の約 2 割を占めています。

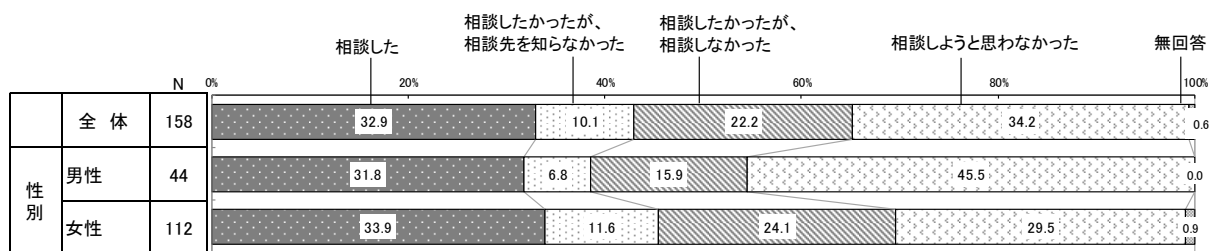
図表③ あなたやあなたの身近な人の DV 体験回数（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- ・ DV 体験者の約 3 割が「相談した」と回答しており、男女の割合は同程度となっています。国の第 4 次男女共同参画基本計画における平成 30 年時点での成果目標の中で、「配偶者からの被害を相談した者の割合」の目標値（令和 2 年）を男性 30%、女性 70%としており、目標値に対して市の女性の相談割合が低いため、相談割合を高める施策が必要です。

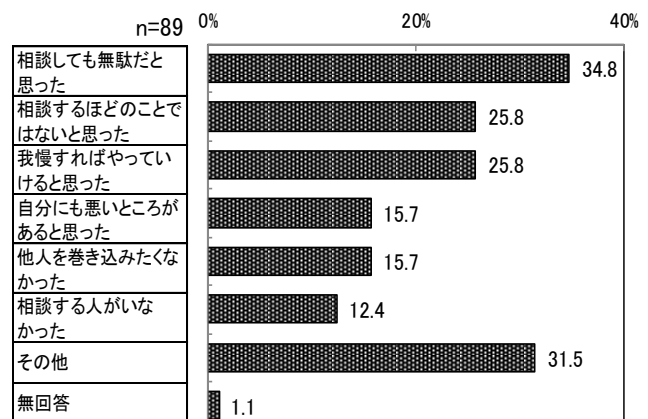
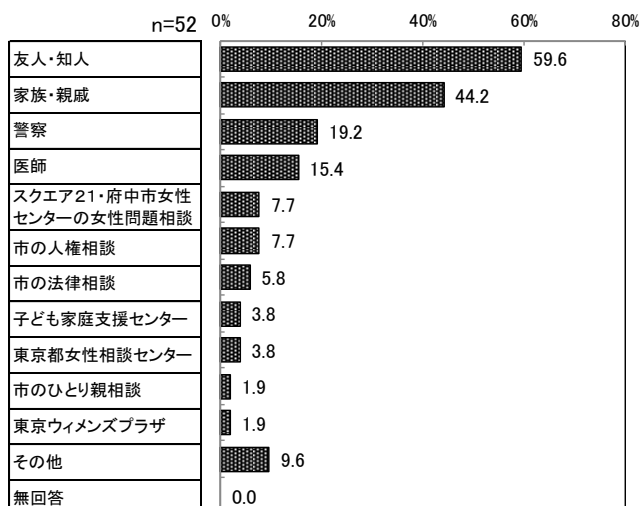
図表④ DV の相談経験（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- ・「意識調査」によると、DV の相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」等、身内が多くなっています。DV を相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、「相談するほどのことではないと思った」「我慢すればやっていけるといった」が続いています。

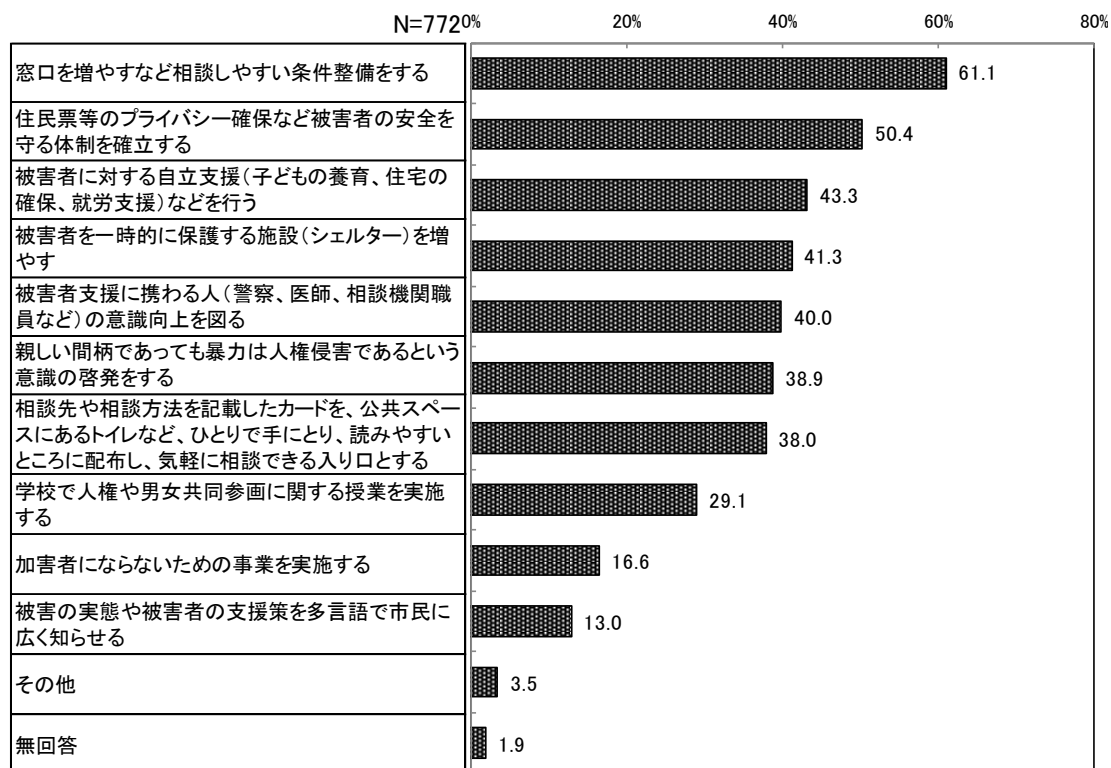
図表⑤-1 DV の相談先（全体、男女別） 図表⑤-2 DV を相談しなかった理由（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- ・「意識調査」によると、DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業として、窓口を増やすなど相談しやすい条件整備、被害者の安全を守る体制の確立、被害者に対する自立支援などが挙げられています。

図表⑥ DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

このような配偶者暴力の現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要です。

配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、専門相談員による女性問題相談等の相談支援を充実させるとともに、職員間における知識・情報の共有を図ります。

また、DV を当事者だけの個人的な問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な社会問題として捉え、DV に関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図るとともに、関係機関等との連携により被害者の支援体制を強化します。

(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容などについて、パープルリボン⁷*キャンペーンや講座を通じて意識啓発を図り、DVやデートDV⁸*に関する理解と根絶に努めます。

さらに、DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、市職員の共通認識を徹底します。

No.	事業項目	概要
62	暴力を防ぐための意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間」関連講座等女性に対する暴力を防ぐための意識啓発講座を開催し、意識啓発を図ります。
63	庁内連携の強化	DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、庁内における共通認識を徹底します。
30	<u>情報の選択・活用(メディア・リテラシー)の普及・啓発(移動)</u>	<u>社会科や技術家庭科、セーフティ教室等での指導を継続していくとともに、情報モラルに関わる講話、情報提供を行い、各校での活用を促します。【担当課と調整】</u>

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

⁷ 毎年、11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、国や自治体においてさまざまな意識啓発事業を実施しており、パープルリボンはそのシンボルとされています。

⁸ 恋人同士等、婚姻関係にない段階（主に大学生や高校生等の若年層）におけるDVのことをいいます。

(2) 被害者に対する支援の充実

被害者が配偶者等からの暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から自立支援等まで、様々な機関からの支援を必要とするため、被害者に対して心身のケアを行い、関係機関と連携しながら、DVに関する相談や支援体制の強化を図ります。

また、被害者の中には、被害にあっている認識がない場合もあり、被害者自身の気づきを促すための情報提供や女性問題相談カード⁹*の配布等による相談窓口の周知を徹底します。

No.	事業項目	概要
64	相談体制の充実	DVに対する相談体制の強化を図るとともに、DV被害者支援対応マニュアルの相談シートを活用し、各課と連携を図り、二次被害の防止に努めます。 また、市内公共施設女性トイレに女性問題相談カードを設置し、相談窓口の周知を図ります。
65	関係機関との連携の強化	DV対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。
66	民間シェルターへの財政的支援(廃止)	DV被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターに対し、補助金を交付します。

(3) 自立支援体制の確立

DV被害者が自立した生活を送れるよう、生活基盤を整えるための経済的支援や各種制度に関する情報提供等を行います。

また、被害者が安全な生活を送るため、住所等が加害者に知られることのないよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要
67	公営住宅への入居の情報提供	DV被害者に対し、公営住宅の入居についての情報提供を行います。
68	被害者の個人情報の管理の徹底	DV被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

⁹ DV等の相談窓口を記載しているカードで、公共施設や女性トイレに置いています。

課題 2. 人権の尊重

【現状と課題】

- 家庭内での児童虐待をはじめ、介護間における暴力や虐待の介護される人が介護者や家族・親族から虐待を受ける事例が増加しています。虐待に関する相談件数も増加しており、その背景には、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が孤立しやすい状況に直面していることにあります。
- 全国 210 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、年々増加しており、平成 29 年度の合計は 133,778 件となっています。内容別では、心理的虐待件数が最も多く、次いで身体的虐待が続いています。

図表⑦ 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）

（件）

内容別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 （速報）
身体的虐待	24,245	26,181	28,621	31,925	33,223
ネグレクト	19,627	22,455	24,444	25,842	26,818
性的虐待	1,582	1,520	1,521	1,622	1,540
心理的虐待	28,348	38,775	48,700	63,186	72,197
合計	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

平成 29 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

- 東京都の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況をみると、年々増加しており、平成 29 年度は 3,587 件となっています。

図表⑧ 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況（東京都）

（件）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2,761	2,959	3,056	3,243	3,587

東京都福祉保健局「平成 29 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成 29 年度）

- 東京都における職場でのセクシュアルハラスメントの労働相談件数は増加傾向にあり、平成 30 年度は 2,000 件を超えています。

図表⑨ セクシュアルハラスメント労働相談件数の推移（東京都）

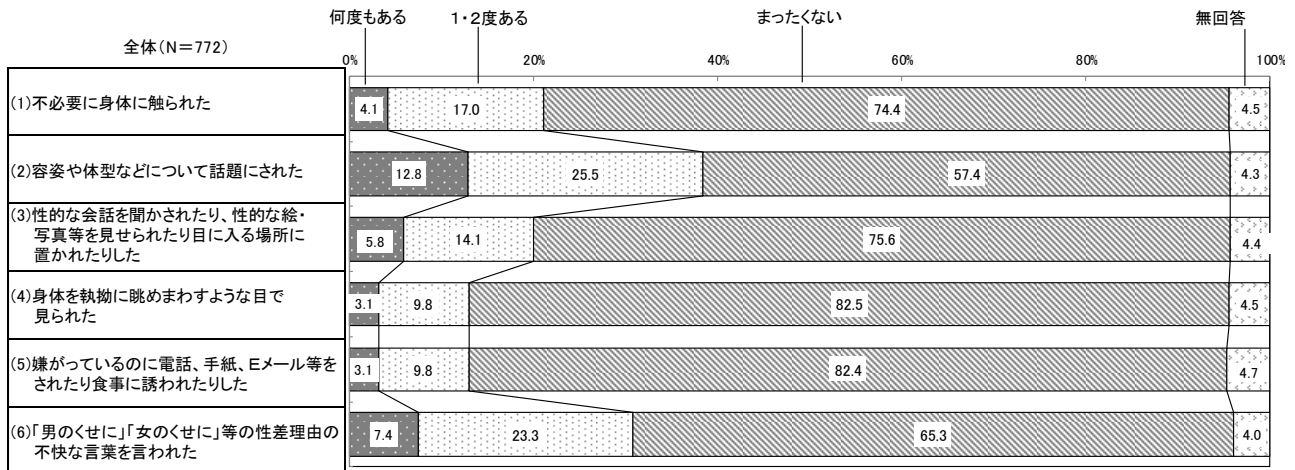
（件）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1,162	1,198	1,555	1,569	2,036

東京都労働局「労働相談及びあっせんの状況」（平成 30 年度）

- ・「意識調査」では、セクシュアルハラスメントを受けた経験について、「容姿や体型などについて話題にされた」、「『男のくせに』『女のくせに』等の性差理由の不快な言葉を言われた」などの回答が多くなっています。

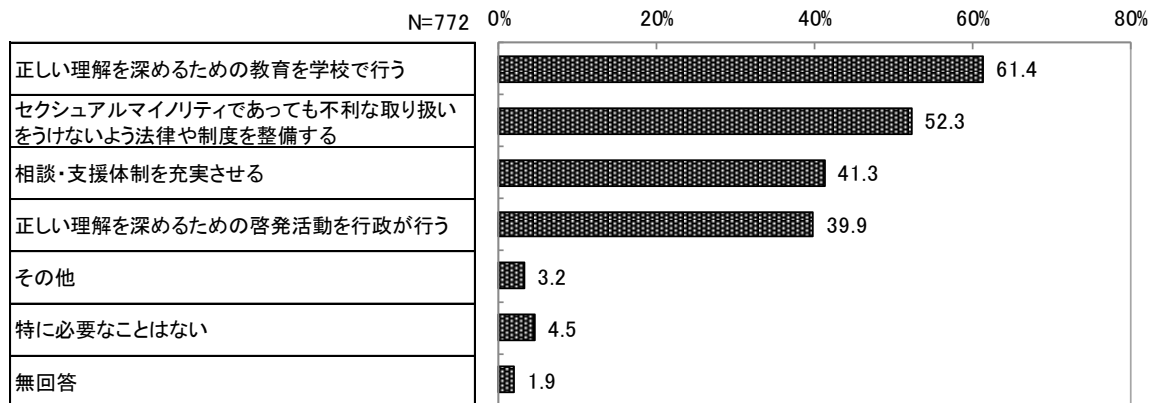
図表⑩ セクシュアルハラスメントを受けた経験（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- ・「意識調査」では、セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために必要な方策として、正しい理解を深めるための学校教育、法律や制度の整備が半数以上、相談・支援体制の充実、行政による意識啓発活動も約4割挙げられています。

図表⑪ セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために、必要な方策（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

男女共同参画社会の形成には、**男性も女性もそれぞれ誰もが**、お互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことが大切です。DV、セクシュアルハラスメント、虐待等の行為は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の妨げとなります。これらは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に向けた取組と相談体制の充実を図ります。

また、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。多様な性のあり方を尊重する社会を実現するため、性的マイノリティの人々への理解の促進と支援に努めます。

庁内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

（１）家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

家庭内暴力等について、その予防と根絶のための情報提供、意識啓発の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを進めます。特に、児童虐待については、**虐待を防ぐための意識啓発や、相談しやすい体制づくりに努め、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、育児不安や精神的不安の解消を図り、虐待の早期発見、早期対応や保護・自立に至るまでの総合的な支援体制の整備を推進します。**

また、高齢者、障害のある人への暴力の根絶に向けて、相談体制の充実を図ります。

No.	事業項目	概要
69	児童虐待を防ぐための意識啓発	母子保健担当や医療機関などの関係機関と連携し、支援が必要な妊婦には早期のフォローを行い、訪問や受診指導に繋がります。また、市民に対して年間を通じた児童虐待防止の普及活動を実施し、意識啓発を図っていきます。 また、DV 被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報管理の徹底を図ります。 妊娠届出時のアンケートにより、支援が必要な妊婦には保健師がフォローを行うなど、関係機関と連絡を取り、訪問や受診指導などにつなげます。
70	子どもに関する相談	子育ての不安や悩み事、子ども自身からの悩み事、児童虐待について等の相談を行います。
71	児童虐待防止への対応	児童虐待防止対応マニュアルを活用し、関係機関との連携強化、情報共有のスピード化を図ります。また、学校や保育所等との定期的な情報交換を行い、さらなる児童虐待防止を図ります。

No.	事業項目	概要
72	福祉総合相談	福祉に関する相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、関係部署と連携して助言や対応を行います。 市と地域包括支援センターを中心に、安心して生活を送れるよう相談業務を行います。
73	障害者相談支援事業	心身障害者の福祉や地域生活についての相談を行います。

<参考>

●児童虐待防止法・児童福祉法の改正（令和元年6月）について

親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、参院本会議で全会一致により可決、成立しました。一部を除き令和2年4月から施行されます。

◆令和元年改正のポイント

- ・親権者や里親らは児童のしつけに際し、体罰を加えてはならない。民法の懲戒権の在り方は、施行後2年をめどに検討
- ・児童相談所で一時保護など「介入」対応をする職員と、保護者支援をする職員を分けて、介入機能を強化
- ・学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す
- ・ドメスティックバイオレンス（DV）対応機関との連携も強化
- ・都道府県などは虐待した保護者に対して医学的・心理学的指導を行うよう努める
- ・児相の児童福祉司に過剰な負担がかからないよう人口や対応件数を考慮し体制を強化
- ・転居しても切れ目ない支援をするため、転居先の児相や関係機関と速やかに情報共有

（厚生労働省「児童虐待関係の最新の法律改正について」より引用、追記）

(2) セクシュアルハラスメント^{10*}等防止の推進（名称変更）

セクシュアルハラスメントは、職場のみならず、学校や地域社会等さまざまな場面において起こり得るものです。加害者の無自覚な言動がセクシュアルハラスメントとなることもあり、セクシュアルハラスメント防止に向けた意識啓発や、とともに、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に向けた取組も重要であると言えます。

セクシュアルハラスメント等は社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実を図ります。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けては、労働者・使用者の双方に対して普及啓発を行い、主体的な取組を促します。

No.	事業項目	概要
77	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント防止の推進	国や都と連携し、企業や地域に、セクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、セミナーを実施します。また、男女共同参画女性センター「フューチャー」の情報資料室に書籍・パンフレット等の各種資料を置き、講座や職員研修の中で啓発に努めます。
78	職員・教職員に対する研修会の実施	全職員を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント防止に係る意識づけを行います。
79	職員・教職員のための相談窓口の充実	セクシュアルハラスメント防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。

¹⁰ 異性が不快に感じる行動をとることをいいます。地位を利用して性的関係を迫る等の「代償型」や、卑わいな話を職場等で公然とすることで環境を悪化させる「環境型」など範囲が広く、男女間では大きな認識の差がみられます。ハラスメントには、他に次のようなものがあります。

マタニティハラスメント(マタハラ)・ パタニティハラスメント(パタハラ)	妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含まれます。 女性社員に対する嫌がらせ行為をマタニティハラスメント、男性社員に対する嫌がらせ行為をパタニティハラスメントといいます。
パワーハラスメント(パワハラ)	職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。課題な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。
ジェンダーハラスメント	「男らしさ」「女らしさ」など固定的な性別役割分担意識にもとづいた差別や嫌がらせです。「男のくせに〇〇だ」「女のくせに〇〇だ」といった発言です。ジェンダーハラスメントは性的マイノリティの方々にとっても深刻な問題です。

(3) 性的マイノリティ^{11*}への理解促進と支援（新）

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、意識啓発を行うとともに、平成 31 年4月1日に施行されたパートナーシップ宣誓制度^{12*}の周知に努めます。

No.	事業項目	概要
	例：性的マイノリティに関する意識啓発の実施	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため意識啓発を実施します。
	例：パートナーシップ宣誓制度の周知	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を周知します。

(4) 平和・人権意識の推進（移動）

人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。平和を願い、人権を大切にする意識を高めるとともに、平和に関する学習や啓発事業を推進します。

No.	事業項目	概要
36	憲法講演会の開催	日本国憲法に関する講演を開催し、広く市民に憲法について考えてもらう機会を提供します。
37	平和展の開催	市民が戦争・平和について考える一助として平和展を開催します。また、平和啓発事業として、夏休み 平和子ども教室バスツアー 、パネル展等を実施します。

¹¹ 同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人のこと。

¹² 一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度のこと。

課題 3. 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

- ・女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージや、女性特有の疾病等に留意する必要があります。
 - ・市の子宮がん検診の受診率は、平成 25・26 年度に 20%を超えたものの、平成 27 年度以降は 15%前後で推移しています。乳がん検診の受診率は、平成 25 年度以降、東京都の平均値と比べると高い値で推移しています。
- 様々な媒体を活用して、がん検診をはじめとする各種健診受診の必要性や、要精密検査の場合の早期受診促進などの啓発が重要です。

図表⑫ 子宮がん・乳がん検診受診率の推移（東京都・府中市）

(%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
子宮がん	府中市	10.5	21.1	21.1	15.0	14.5
	東京都	17.7	20.7	21.2	19.2	14.9
乳がん	府中市	14.0	24.2	29.7	24.5	25.8
	東京都	15.7	20.1	21.4	20.5	17.8

東京都福祉保健局「北多摩南部保険医療圏 保健医療福祉データ集」(平成 26 年～30 年版)

【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。

特に、女性の身体には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性と異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠・出産が女性の心身に大きな影響を及ぼし、また、その人生設計を大きく左右し得るものであることから、女性の自己決定が十分尊重され、健康状態やライフステージに応じた的確な自己管理を行うことが重要となります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）^{13*}の視点に立った、性に関する正しい知識や意識の啓発を行うとともに自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持できるよう、生涯を通じての健康支援を図ります。

¹³ 1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援（名称変更）

男女の健康の維持と予防のために、健康診査や健康指導を行うとともに、健康的な食生活や運動習慣の確立を目指し、自発的に健康づくりを努めることができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康支援を図ります。

また、女性が主体的に妊娠・出産について自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発及び性感染症予防や薬物乱用等の防止のための啓発活動を充実します。

No.	事業項目	概要
80	母子の健康増進	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等を実施します。また、女性のための健康講座を開催します。
81	健康診査事業の充実	各種健（検）診により、疾病の早期発見と予防、生活習慣の改善のための啓発を行います。
82	生活習慣病予防の充実	各種健（検）診において予防の啓発を行う教育を実施するとともに、運動実践や、食生活改善を目的とした調理実習を取り入れ、実践的な教育事業を実施します。
90	健康に関する相談 [再掲]	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。
83	介護予防への取組の充実	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。
84	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	子どもを計画的に生み育て健康で明るい家庭を築いていくため、母子保健相談を通しての啓発のほか、両親学級などの場で父親への啓発も行います。
85	性教育及び薬物・飲酒・喫煙等に関する教育・啓発	イベント等で薬物乱用防止の啓発活動を行う等の意識啓発を図っていきます。
86	各種体操教室の実施	総合体育館や 地域体育館 にて女性 の健康づくりを目的とした体操教室等を実施します。
87	自主的スポーツ、レクリエーション活動への指導者派遣	地域でのスポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者を派遣します。

課題 4. 相談体制の充実

【現状と課題】

- 男女共同参画センター「フチャール」における相談件数は、平成 28 年度まで増加傾向でしたが、平成 29 年度以降 1,000 件台を推移しています。相談内容別では、夫婦関係・家族関係の相談件数は減少していますが、自分自身の相談件数は増加傾向にあります。

図表⑬ 男女共同参画センター「フチャール」における相談状況の推移

(件)

相談内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自分自身	88	130	147	144	163
夫婦関係	275	284	300	228	247
家族関係	238	214	325	158	181
その他	723	703	729	552	454
合計	1,324	1,331	1,501	1,082	1,045

地域コミュニティ課作成 府中市男女共同参画センター調べ

※平成 30 年度まではスクエア 21・女性センター

- 市平成 29 年度の各種相談業務件数の中で、福祉総合相談は、高齢者人口に占める女性の割合が高いことからため、女性の相談件数が多く、7,214 件となっています。
- 相談内容が複雑・困難化しているため、職員の更なる能力向上を図るとともに、男女共同参画に関わる相談について、関係機関との連携を深める必要があります。

図表⑭ 府中市の各種相談業務（平成 29 年度）

相談窓口	相談の種類
外国人相談	・一般相談 ・市政相談
子どもに関する相談	・総合相談 ・子ども・若者総合相談 ・妊娠・出産・及び育児に関する相談 ・教育相談
福祉総合相談	－
障害者相談支援事業	－
職員・教職員のための相談窓口	－
労働相談	－
女性自身に関する相談	・人権身の上相談 ・女性問題相談 ・母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談
健康に関する相談	－

第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について(答申)(平成 31 年)

【施策の方向】

人権の尊重、男女**平等共同参画**の視点に立ち、女性が抱えている様々な問題を解決するためには、相談体制の充実が欠かすことはできません。女性や児童等に対する暴力やいじめ、子育ての不安や悩みを解決するため、それぞれの相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携を促進し適切な対応に努めるとともに、利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、インターネットによる相談体制について研究します。

(1) 相談窓口の充実

個々人が抱える様々な問題を解決するため、相談者が利用しやすい体制づくりや相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して専門的な視点から問題解決の支援を行います。

No.	事業項目	概要
33	外国人相談窓口の充実[再掲]	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。
70	子どもに関する相談[再掲]	子育ての不安や悩み事、子ども自身からの悩み事、児童虐待について等の相談を行います。
72	福祉総合相談[再掲]	福祉に関する相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、関係部署と連携して助言や対応を行います。市と地域包括支援センターを中心に、安心して生活を送れるよう相談業務を行います。
73	障害者相談支援事業[再掲]	心身障害者の福祉や地域生活についての相談を行います。
79	職員・教職員のための相談窓口の充実[再掲]	セクシュアルハラスメント防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。
88	労働相談[再掲]	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。
89	女性自身に関する相談	人権身の上相談(市民相談室)、女性問題相談(男女共同参画女性 センター「 フューラル 」)、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談(子育て 応援支援課)を行います。
90	健康に関する相談[再掲]	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり

課題 1. 男女共同参画意識の普及・啓発（名称変更）

【現状と課題】

- 男女共同参画センター「フチャール」は、平成 31 年 4 月に「スクエア 21・女性センター」から名称を変更しました。男女共同参画センター「フチャール」では、男女共同参画の視点に立った、様々な意識啓発活動を実施するとともに、男女共同参画を推進する拠点として学習・交流の機会と場を提供しています。また、男女共同参画についての各種講座を年間を通して開催しており、毎年、男女共同参画推進フォーラムを開催する他、女性問題相談等の窓口を設置しています。
- 男女共同参画センター「フチャール」の来館者数・登録団体数・施設稼働率をみると、年間来館者数は平成 27 年度以降、登録団体数と施設稼働率は平成 26 年度以降、減少しています。男女共同参画センター「フチャール」で開催している各種講座と男女共同参画フォーラムの講座数と延べ参加者数をみると、各種講座・男女共同参画フォーラムともに増加しています。各種講座の男性の参加者数も増加傾向ですが、全体の 2 割に達していません。男女共同参画社会の実現のためには、男性の理解が不可欠であるため、男性が関心を持ちやすい講座を実施するなど、参加者数を増やす工夫が求められます。

図表① 男女共同参画センター「フチャール」の利用状況の推移

（人・％）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間来館者数	50,170	53,154	48,943	47,015	46,649
登録団体数	129	125	124	119	110
施設稼働率	40.8	38.7	37.6	37.3	33.8

（講座・人）

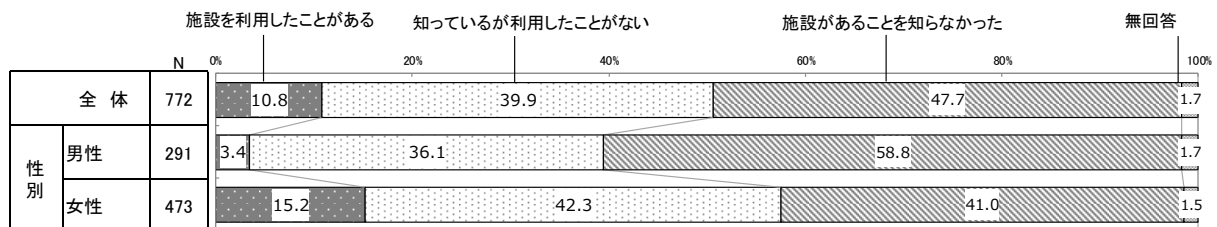
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
各種講座	講座数	31	45	42	56
	延べ参加者数 （ ）内男性	1,988(193)	2,720(325)	3,928(736)	4,746(933)
男女共同参画 フォーラム	講座数	25	27	21	22
	延べ参加者数	934	907	1,082	1,300

地域コミュニティ課作成

※平成 30 年度まではスクエア 21・女性センター

- ・「意識調査」では、「施設を利用したことがある」は約 1 割、「施設があることを知らなかった」は約 5 割となっており、意識の普及・啓発とともに、男女共同参画センター「フューラル」の来館者数、登録団体数及び施設稼働率を増やすため、施設周知が必要です。

図表② 「スクエア21・女性センター男女共同参画センター」の認知・利用経験（全体・男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

※スクエア21・女性センターは、平成 31 年4月に男女共同参画センター「フューラル」に名称変更しました。

- ・「意識調査」では、見たり聞いたりしたことがある言葉の中で、最も認知率が高い言葉は「パワーハラスメント」で、そのほか、「セクシュアルハラスメント」「ストーカー規制法」「男女雇用機会均等法」「マタニティハラスメント」の認知率が高い一方、「クォータ制」「ケアボス」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知率は低くなっています。「男女共同参画社会」の認知率は5割強にとどまり、国の「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年）」の 66.6%に及んでいません。

図表③ 見たり聞いたりしたことがある言葉（全体）

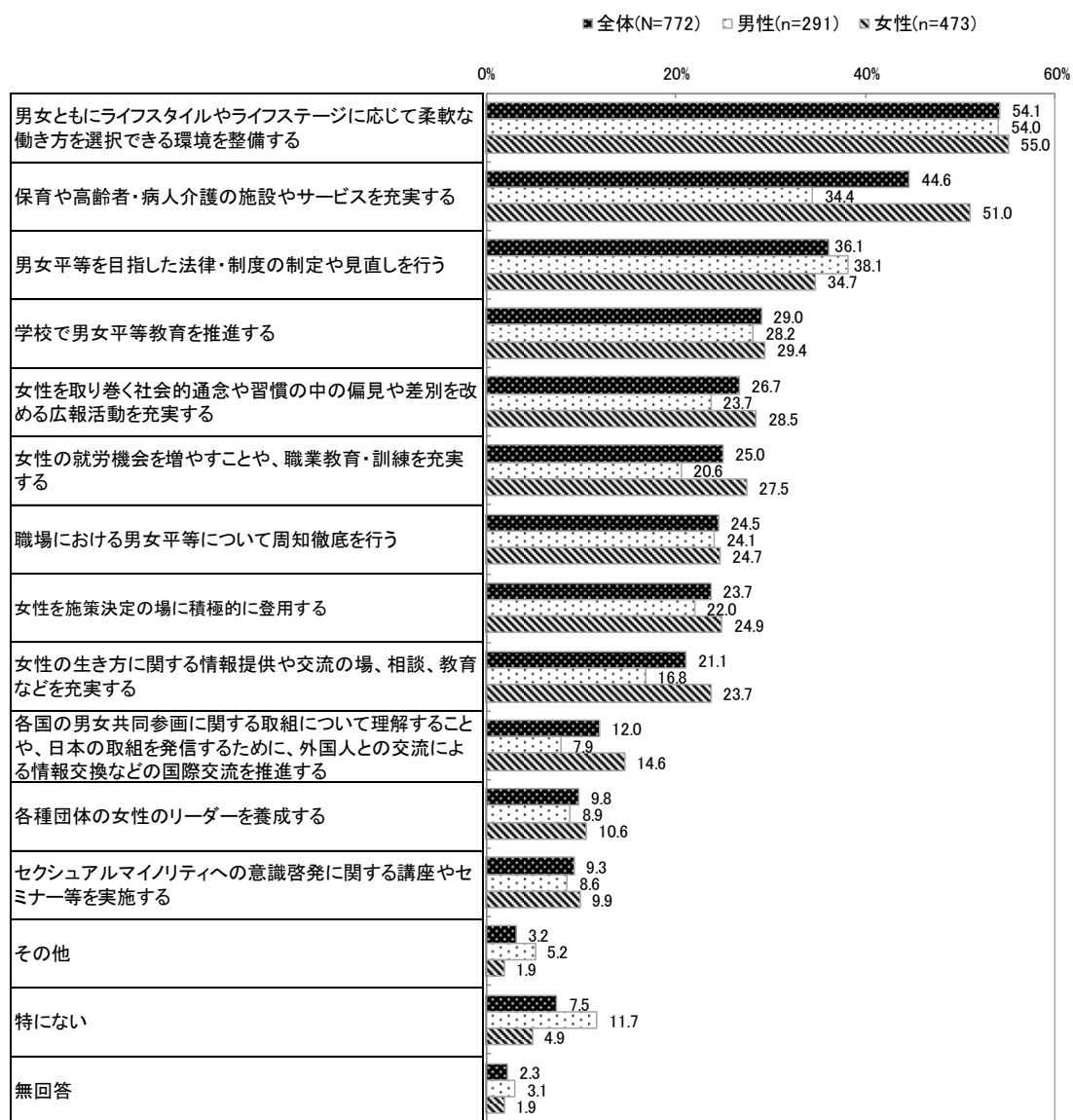
順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%	順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%
1	パワーハラスメント	94.3	11	セクシュアルマイノリティ	52.6
2	セクシュアルハラスメント	89.8	12	女性差別撤廃条約	40.8
3	ストーカー規制法	88.7	13	女性活躍推進法	39.8
4	男女雇用機会均等法	82.6	14	配偶者暴力防止法	37.6
5	マタニティハラスメント	82.3	15	メディア・リテラシー	26.0
6	DV・デートDV	79.5	16	イクボス	16.5
7	ジェンダー	61.3	17	ポジティブ・アクション	12.7
8	LGBT	58.7	18	クォータ制	6.1
9	ワーク・ライフ・バランス	54.8	19	ケアボス	5.7
10	男女共同参画社会	52.8	20	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	3.8

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

・「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこととして、「男女ともにライフスタイルやライフステージに応じて柔軟な働き方を選択できる環境を整備する」が5割を超えて最も多く、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」が続いています。男女別では、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」は、女性は過半数を占めますが、男性は3割強で、男女差がみられます。

また、「女性を取り巻く社会的通念や習慣の中の偏見や差別を改める広報活動を充実する」「職場における男女平等について周知徹底を行う」「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などを充実する」は、いずれも2割台となっており、市民の関心を高めるためにも、男女共同参画意識の普及・啓発が重要です。

図表④ 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

【施策の方向】

男女共同参画の理念については、今後も引き続き周知を図っていく必要があり、男女共同参画社会の実現のために、様々な媒体や機会を利用して広報・啓発活動に努めます。

また、市民意識の調査や市内外の動向を把握すること等により、効率的な男女共同参画施策の推進に努めます。

(1) 広報・啓発活動の充実

広報紙や市の出版物等を作成する際に、固定的な性別役割分担に基づいた表現などにならないよう、また、男女共同参画の妨げにならない表現をしていくよう積極的に男女平等や男女共同参画を促す表現をしていくよう、職員への啓発を図ります。また、国や都の男女共同参画における動向を注視するとともに、~~講座の開催等による情報発信を行い、市民への意識啓発を図ります。~~広報紙や啓発冊子、講座等を通じて、女性だけでなく男性に対しても、男女共同参画社会についての周知や性差別等についての広報・啓発活動を積極的に行います。

No.	事業項目	概要
74	映像・活字等における適切な表現への配慮(移動)	男女平等の視点から「男女共同参画表現ガイドライン」に沿った適切な表現に努めます。
75	「表現ガイドライン」に基づく適切な表現への配慮(移動)	「男女共同参画表現ガイドライン」を活用し、市の発行物等を作成する際には、男女平等の視点に立ち作成するよう働きかけます配慮します。
76	男女共同参画についての情報・資料の収集・発信(廃止)	女性センター情報資料室に、男女共同参画に関する資料を置き、来館者の利用に供します。
91	広報紙・啓発冊子等での啓発の充実	広く市民へ啓発するため、広報紙やテレビ広報等を活用した啓発活動を実施します。
92	男女共同参画についての講座等による意識啓発	男女共同参画女性センター「フューラル」で年間を通じて各種講座を開催し、男女共同参画に関する啓発を行います。 【担当課と調整】

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

(2) 情報の収集・提供

各種の施策の基礎資料とするために、女性問題についての国や他の自治体や団体等の動向を把握するとともに、市民意識の実態等を調査し、各種の情報・資料の収集・提供に努めます。

No.	事業項目	概要
93	男女共同参画についての調査	市政世論調査等の中で男女共同参画に関する調査を行います。

(3) 推進体制の充実

府中市では、広く市民の意見を施策に反映させるため、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」及び市役所の横断的組織として「府中市男女共同参画推進本部」を設置しており、これらの男女共同参画を進めるための組織の充実を図ります。

また、男女共同参画センター「フューラル」スクエア21・女性センターでは、情報・学習の機会、人材の育成や交流等を積極的に行い、男女共同参画の活動拠点としての機能と事業の充実を図ります。

No.	事業項目	概要
94	男女共同参画の推進に係る検討機関の運営	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進協議会懇談会を運営し、その充実を図ります。【担当課と調整】
95	男女共同参画の推進に係る庁内推進組織の運営	男女共同参画の推進のため、市長を本部長として設置する府中市男女共同参画推進本部を運営します。【担当課と調整】
96	男女共同参画センター「フューラル」スクエア21・女性センターの運営	女性の地位向上と男女共同参画を推進する拠点として、学習・交流の機会と場を提供します。【担当課と調整】